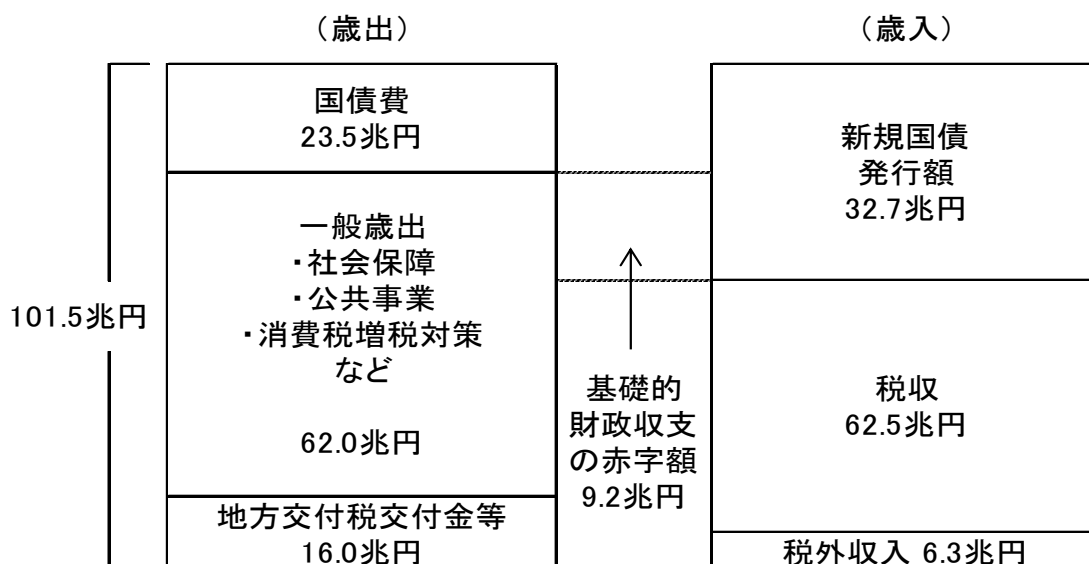


国の平成 31（2019）年度予算案について

1 平成 31 年度予算案の概要

政府の平成 31 年度予算案のイメージ



- 一般会計総額は過去最大の **101 兆 4564 億円**、前年度当初（97.7 兆円）比 +3.8 兆円増
- 社会保障費や防衛費が最高額を更新し、**一般歳出は 3 兆円増の 61 兆 9632 億円**
 <ポイント>
 - ・全世代型の社会保障制度への転換に向け、消費税増収分を活用した幼児教育の無償化、社会保障の充実
 - ・消費税引き上げによる経済への影響の平準化に向け、施策を総動員
 - ・重要インフラ緊急点検等を踏まえた「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」に基づき、緊急対策 160 項目について、2020 年度までの 3 年間で集中的に実施
- 社会保障費は 34 兆 587 億円**（前年度当初比 +1 兆円）：高齢化による伸び（自然増）は 4800 億円程度に圧縮（薬価の 0.51% 引き下げなど）されたものの、幼児教育・保育無償化や低所得年金受給者への給付など社会保障の充実（約 7160 億円）が拡大要因
- 消費税増税に伴う景気対策費は 2 兆 280 億円**：キャッシュレス決済向けポイント還元約 2800 億円、プレミアム付商品券発行約 1700 億円、国土強靱化約 1 兆 3500 億円等
- 公共事業は 6 兆 9099 億円**（前年度当初比 +0.9 兆円）：国土強靱化に向けた防災・減災対策を推進するとともに、戦略的なインフラ老朽化対策に取り組む
- 防衛費は 5 兆 2600 億円**（前年度当初比 +700 億円）：新防衛大綱で宇宙やサイバー空間など新領域での防衛力強化を打ち出し
- 地方交付税交付金は 15 兆 9850 億円**（前年度当初比 +0.5 兆円）と 2 年ぶりの増額
 - ・社会保障費の増加等により、**一般財源総額は 0.6 兆円増の 62.7 兆円**（10 年連続の伸び）
 - ・**地方交付税総額は 0.2 兆円増の 16.2 兆円**（増額は 7 年ぶり）
 - ・**臨時財政対策債は 0.7 兆円抑制して 3.3 兆円**
 - ・幼児教育無償化に係る経費について、臨時交付金を創設し、全額国費対応（2300 億円）
 - ・重要インフラ緊急対策の事業費として 1.2 兆円を地方財政計画に計上するとともに、地方単独による防災インフラ整備のため、新たに緊急自然災害防止対策事業費 0.3 兆円を計上（地方債充当率 100%、交付税措置率 70%）
- 国債費は 23 兆 5082 億円**（前年度当初比 +0.2 兆円）となり 3 年ぶりの増加

- 税収は消費税増税などを反映し、過去最高額となる 62 兆 4950 億円（前年度当初比+3.4 兆円）
- 新規国債発行額は 32 兆 6598 億円（前年度当初比△1 兆円）：歳入の国債依存度は 32.2%程度と前年度（34.5%）からわずかに低下
- 基礎的財政収支は 9.2 兆円の赤字（前年度当初は 10.4 兆円の赤字）
- 今後は、1 月下旬召集予定の通常国会において補正予算案を早期に成立させた上で、当初予算案を提出し、年度内成立を図る見通し

（予算編成を含む年明け以降の想定される主な政治日程）※報道情報に基づく

1 月	安倍首相がロシア訪問、ダボス会議出席
1 月下旬	通常国会召集
1 月下旬～2 月上旬	平成 30 年度第 2 次補正予算成立
3 月下旬	平成 31 年度当初予算成立
4 月	統一地方選
4 月 30 日	天皇陛下退位
5 月 1 日	皇太子殿下の天皇即位、改元
6 月下旬	通常国会会期末
6 月 28 日	大阪で G20 首脳会議
7 月	参議院議員選挙
10 月	消費税率引上げ

2 平成 31 年度地方税財政制度

■地方財政対策の概要

<主なポイント>

1 一般財源総額（交付団体ベース）について、平成 30 年度を 0.4 兆円上回る額を確保
（昨年は 0.01 兆円の増）

地方一般財源総額（水準超経費除き）	60.3 兆円	⇒	60.7 兆円（+0.4 兆円）
地方一般財源総額	62.1 兆円	⇒	62.7 兆円（+0.6 兆円）
・地方交付税	16.0 兆円	⇒	16.2 兆円（+0.2 兆円）
・臨時財政対策債	4.0 兆円	⇒	3.3 兆円（▲0.7 兆円）
・地方税	39.4 兆円	⇒	40.1 兆円（+0.7 兆円）
・地方譲与税・地方特例交付金	2.7 兆円	⇒	2.9 兆円（+0.2 兆円）
・子ども・子育て支援臨時交付金	—	⇒	0.2 兆円（皆増）
※実質的な地方交付税	20.0 兆円	⇒	19.5 兆円（▲0.5 兆円）

2 防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策への対応

緊急対策に係る事業費 1.2 兆円を計上するとともに、これと連携しつつ、地方が単独事業として実施する防災インフラの整備を推進するため、新たに緊急自然災害防止対策事業費 0.3 兆円を計上

（ 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（補助・直轄）	地方債充当率 100%、交付税措置率 50%
（ 緊急自然災害防止対策事業債（単独）	地方債充当率 100%、交付税措置率 70%

3 まち・ひと・しごと創生事業費は引き続き 1 兆円を確保

<参考>

(1) 平成 31 年度地方財政計画（通常収支分）の規模等

計画の規模 89 兆 2,500 億円、対前年度比+2.7%（前年度 86 兆 8,973 億円）

【歳入】

地方税（+7,339 億円、+1.9%）、地方譲与税（+1,369 億円、+5.3%）、地方交付税（+1,724 億円、+1.1%）、地方特例交付金（+477 億円、+29.0%）、臨時交付金（+2,349 千円、皆増）が増となる一方、臨時財政対策債（▲7,297 億円、▲18.3%）となった結果、一般財源総額は増（+5,913 億円、+1.0%）となった。

○一般財源総額	62 兆 7,072 億円	+ 1.0%	（前年度 62 兆 1,159 億円）
[（水準超経費除き）	60 兆 6,772 億円	+ 0.7%	（前年度 60 兆 2,759 億円）]
※水準超経費：普通交付税の不交付団体の財源超過額			
○地方税	40 兆 1,633 億円	+ 1.9%	（前年度 39 兆 4,294 億円）
○地方譲与税	2 兆 7,123 億円	+ 5.3%	（前年度 2 兆 5,754 億円）
○地方交付税	16 兆 1,809 億円	+ 1.1%	（前年度 16 兆 85 億円）
○地方特例交付金	1,991 億円	+29.0%	（前年度 1,544 億円）
○臨時交付金	2,349 億円	皆増	（前年度 —）
○臨時財政対策債	3 兆 2,568 億円	▲18.3%	（前年度 3 兆 9,865 億円）

【歳出】

・「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」に基づく事業費 1.2 兆円が確保されるとともに、これと連携しつつ、地方が単独事業として実施する防災インフラの整備を促進する

ため、新たに緊急自然災害防止対策事業費 0.3 兆円が確保された。

- ・「公共施設等適正管理推進事業費」(⑩0.48 兆円)について、橋梁、都市公園等の長寿命化事業を追加し、事業費は同額が確保(0.48 兆円)された。
- ・まち・ひと・しごと創生事業費は引き続き 1 兆円が確保された。
- ・重点課題対応分について、森林環境譲与税(仮称)を財源として実施する森林整備等の経費を新たに計上し増額(+0.02 兆円)された。
- ・社会保障・税一体改革による社会保障の充実分等及び人づくり革命に係る経費について所要額が計上(+0.81 兆円)された。

これらの結果、地方一般歳出は前年度 2 兆 5,100 億円程度の増(+3.5%)の 73.8 兆円となった。

○地方一般歳出 73 兆 7,700 億円 対前年比+3.5% (前年度 71 兆 2,663 億円)

(2) 財源不足の補填

地方財源不足が大幅に縮小し(⑩6.2 兆円→⑪4.4 兆円)、折半対象財源不足が解消(⑩0.3 兆円)され、臨時財政対策債の発行が抑制(⑩4.0 兆円→⑪3.3 兆円)。

財源不足 4 兆 4,101 億円 (前年度 6 兆 1,783 億円)

折半対象以外の財源不足	4 兆 4,101 億円 (5 兆 8,472 億円)
①財源対策債の発行	7,900 億円 (7,900 億円)
②地方交付税の増額による補填措置	3,633 億円 (1 兆 2,362 億円)
・一般会計における加算措置(既往法定分等)	2,633 億円 (5,367 億円)
・交付税特別会計剰余金の活用	0 億円 (750 億円)
・地方公共団体金融機構繰入金	1,000 億円 (4,000 億円)
・国税決算当該年度精算減額の先送り	0 億円 (2,245 億円)
③臨時財政対策債の発行	3 兆 2,568 億円 (3 兆 8,210 億円)
[既往臨財債元利償還金分等]	
折半対象財源不足	0 億円 (3,311 億円)
①地方交付税の増額による補填	皆減 (1,655 億円)
[臨時財政対策特例加算]	
②臨時財政対策債の発行	皆減 (1,655 億円)
[臨時財政対策特例加算相当額]	

(3) 幼児教育の無償化に係る財源の確保

・平成 31 年 10 月から実施する幼児教育の無償化に係る経費について、平成 31 年度は消費税率引上げに伴う地方の税収が僅かであることから、地方負担分を措置する臨時交付金を創設し、全額国費により対応

(4) 環境性能割の臨時的軽減に係る財源の確保

・消費税率引上げに伴う需要の平準化のための自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収について、地方特例交付金で全額国費により補填

(5) 防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策の推進

・「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」に基づく事業費 1.2 兆円を確保するとともに、これと連携しつつ、地方が単独事業として実施する防災インフラの整備を促進するため、新たに緊急自然災害防止対策事業費 0.3 兆円を確保

- ・防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債…充当率 100% 交付税措置率 50%
- ・緊急自然災害防止対策事業債…充当率 100% 交付税措置率 70%

(6) 公共施設等の適正管理の推進

- ・公共施設等の老朽化対策を始め適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について、橋梁、都市公園、林道、地すべり防止施設の長寿命化事業を対象に追加し、同額の4,800億円を確保

(7) まち・ひと・しごと創生事業費の確保

- ・平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、平成31年度においても引き続き1兆円を確保

(8) 重点課題対応分の拡充

- ・森林環境譲与税（仮称）を財源として実施する森林整備等の経費を新たに計上（200億円）

(9) 社会保障の充実及び人づくり改革

- ・社会保障・税一体改革による社会保障の充実分（2.2兆円）及び人づくり革命等（0.5兆円）に係る経費について所要額を確保

3 平成 31 年度税制改正大綱

1. 地方法人課税の新たな偏在是正措置

◎法人事業税率の改正 と 特別法人事業税（仮称）の創設（H31.10.1以降開始の事業年度から）

○法人事業税は、既決定事項では本来の税率にすべて復元するところ、表のとおり改正。

○法人事業税額（所得割又は収入割）の一部を国税化。

<法人事業税率（所得割・収入割）と特別法人事業税率>

	法人区分	本来の 法人事業税	現 行（～H31.9.30）		改正案（H31.10.1～）	
			法人事業税	地方法人特別税	法人事業税	特別法人事業税
所得 割	資本金 1 億円超 （※）	所得額の 3.6%	0.7%	2.9% （事業税額の 414.2%）	1.0%	2.6% （事業税額の 260%）
	資本金 1 億円以 下	所得額の 9.6%	6.7%	2.9% （事業税額の 43.2%）	7.0%	2.6% （事業税額の 37%）
収 入 割 （電気供給業など）		収入額の 1.3%	0.9%	0.4% （事業税額の 43.2%）	1.0%	0.3% （事業税額の 30%）

（※）資本金 1 億円超の法人（＝外形標準課税対象法人）は別途付加価値割、資本割が課税される。

◎特別法人事業譲与税（仮称）の創設

○特別法人事業税（仮称）の収入額を、「人口」を譲与基準（※）として、都道府県へ譲与。（平成 32 年度から）

※当該年度の普通交付税の財源超過団体（東京都は、特別区との合算）に対しては、人口での算出額の 75%に相当する額を控除した額を譲与し、控除した額をその他の都道府県の人口で按分して譲与額に加算。

◎関連措置

○法人事業税交付金の交付率を 7.7%（既決定事項：5.4%）に引き上げ…増減に変動なし

○法人事業税の標準税率の引下げ並びに特別法人事業税（仮称）及び特別法人事業譲与税（仮称）の創設により減収が生じる場合に、地方債の発行を可能とする措置を講ずる。

○経済社会情勢の変化に対応できるよう、法の施行後における検討に係る規定を設ける。

<特別法人事業税・譲与税の創設による影響額試算>

（単位：億円）

改正事項	H31	H32（譲与開始）	H33（平年度化）
地方消費税率引上げ	+4	+28	+31
地方法人特別税・譲与税廃止	0	▲9	▲33
法人県民税の一部交付税原資化	0	▲4	▲8
法人事業税交付金創設	0	▲5	▲9
既決定事項による影響	+4	+10	▲19
新制度	0	14	42
特別法人事業税払込	0	▲24	▲47
同譲与税受入	0	+37	+89
新制度を加えた影響額	+4	+24	+23

2. 車体課税の見直し

○消費税率 10%への引上げにあわせ、保有課税を恒久的に引き下げることにより、需要を平準化するとともに、新車代替を促進し燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図る。

○恒久減税による地方税の減収については、エコカー減税等の見直しや国税から地方税への税源移譲により、これに見合った地方税財源を確保する。

	恒久減税・需要平準化対策	地方税財源確保
自動車税種別割	○自動車税（種別割）の恒久減税（表1） 平成31年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車から、自動車税種別割の税率を引下げ	○グリーン化特例（軽課）の厳格化（表3） 自家用乗用車に係るグリーン化特例（軽課）の適用対象を、電気自動車等に限定。 ※平成33年4月1日以後の新車新規登録から適用。
自動車取得税 H31.9月まで		○エコカー減税の厳格化（H31.4～9）（表2） 乗用車に係るエコカー減税の軽減割合等を見直し。 トラック・バスについても一定の見直し
自動車税環境性能割 H31.10月から	○環境性能割の臨時的軽減（表2） H31.10.1～H32.9.30に取得した自家用乗用車について、税率を1%分軽減。 ※本措置による地方税の減収は、地方特例交付金により、全額国費で補填。	○環境性能割の税率の適用区分の厳格化（表2） 自家用乗用車に係る税率の適用区分を見直し。（軽自動車、トラック・バス及び営業用乗用車は変更しない） ○環境性能割交付金に係る交付率見直し 現行:65% → H31～33:47% → H34～:43%
国税関連		○エコカー減税の厳格化（H31.4～9） エコカー減税（自動車重量税）の見直しによる増収額は全て地方に税源移譲する。 ○都道府県自動車重量譲与税制度の創設（表4） 自動車重量税の譲与割合を引き上げ、国税から地方税への税源移譲を行う。 ※自動車税の課税台数で配分。 ○揮発油税から地方揮発油税への税源移譲 平成46年度から地方揮発油税を300円/kl増額。142億円の税源移譲。

表1 自動車税（種別割）の恒久減税（H31.10.1新規登録分から）

排気量	～1.0L	1.0～1.5L	1.5～2.0L	2.0～2.5L	2.5L超
現行	29,500円	34,500円	39,500円	45,000円	以降 1,000円軽減
改正案	25,000円	30,500円	36,000円	43,500円	
軽減幅	▲4,500円	▲4,000円	▲3,500円	▲1,500円	

表2 乗用車に係る自動車取得税のエコカー減税・環境性能割の税率見直し

	自動車取得税（～H31.9）		自動車税環境性能割（H31.10～）	
	現行	H31改正 H31.4～9取得	H31.10～H32.9取得 【需要平準化対策】	H32.10以降取得 (H31改正で厳格化)
電気自動車等	非課税	非課税	非課税	非課税
2020年度燃費基準+40%達成	非課税	非課税	非課税	非課税
2020年度燃費基準+30%達成	80%軽減	50%軽減		
2020年度燃費基準+20%達成	60%軽減	50%軽減		
2020年度燃費基準+10%達成	40%軽減	25%軽減	非課税	1%
2020年度燃費基準達成	20%軽減	20%軽減	1%	2%
2015年度燃費基準+10%達成	軽減なし	軽減なし	2%	3%
上記以外	軽減なし	軽減なし	2%	3%

表3 グリーン化特例（軽課）の厳格化（自家用乗用車）

自動車税の グリーン化特例（軽課）	現行	改正案 (H33. 4. 1～H35. 3. 31)
電気自動車等	75%軽減	75%軽減
2020年度燃費基準+30%達成	75%軽減	軽減なし
2020年度燃費基準+10%達成	50%軽減	軽減なし

表4 都道府県自動車重量譲与税制度の創設

	平成31～33年度	平成34～45年度	平成46年度	平成47年度～
規模	98億円/年	160億円/年	451億円/年	550億円/年
譲与割合	15/1,000	24/1,000	68/1,000	83/1,000

<車体課税見直しに係る影響額試算>

(単位：億円)

改正事項	H31	H32	H33	H34	…	H37	H38	…	H45	H46	H47 ～
自動車税（種別割）引下げ （※1）	▲0.0	▲0.2	▲0.6	▲1.0	…	▲2.2	▲2.6	…	▲5.0	▲5.4	▲5.7
自動車税（種別割）グリーン 化の厳格化	-	-	-	+1.1	…	+1.1	+1.1	…	+1.1	+1.1	+1.1
自動車取得税エコカー減税 厳格化（H31.4～9）	▲0.0	-	-	-	…	-	-	…	-	-	-
環境性能割税率見直し （平準化対策（※2）） （厳格化）	▲0.9 +0.2	▲0.9 +0.4	+0.4	+0.4	…	+0.4	+0.4	…	+0.4	+0.4	+0.4
都道府県自動車重量譲与税 制度の創設	+0.5	+0.5	+0.5	+0.8	…	+0.8	+0.8	…	+0.8	+2.1	+2.6
揮発油税から地方揮発油税 への税源移譲	-	-	-	-	…	-	-	…	-	+1.7	+1.7
差引影響額	▲0.2	▲0.2	+0.3	+1.3	…	+0.1	▲0.3	…	▲2.7	▲0.1	+0.1

（※1）自動車税の引下げは、改正後1年度あたり▲0.4億円程度減収が上積みされ、15年程度で平年度化する。

（※2）平準化対策による減収は全額国費補てんされる。

3. 個人所得課税の見直し

○ひとり親に対する税制上の支援措置の拡充 ※平成33年度分個人住民税から

児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下のひとり親に対し、個人住民税を非課税。

※更なる税制上の対応（寡婦控除等）については検討事項となり、「平成32年度税制改正において結論を得る」とされた。

4. 法人課税

◎法人税・地方法人二税

《研究開発税制》

○総額型、オープンイノベーション型の要件、控除上限額等を拡充。

《地域経済牽引事業に係る特例》

○特定事業用機械等を取得した場合の特別償却・税額控除制度を拡充し、2年延長。

《改正中小企業等経営強化法に係る特例》

○事業継続力強化計画等の認定を受けて取得した特定設備について特別償却を可能とする。

《企業版ふるさと納税》

○特定の寄附に係る税額控除割合を引き上げ、5年延長。

5. ふるさと納税制度の見直し

過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税（特例控除）の対象外にすることができるよう、制度の見直しを行う。（平成31年6月1日以後に支出された寄附金について適用）

- 総務大臣は次の基準に適合する自治体をふるさと納税（特例控除）の対象として指定する。
 - ① 寄附金の募集を適正に実施
 - ② 返礼品を送付する場合、返礼品の返礼割合が3割以下、かつ地場産品

6. 消費税率引き上げに伴う需要変動の平準化対策

◎住宅ローン控除の控除期間延長（所得税・個人住民税）

	現行（～H33.12入居まで）	うち H31.10～H32.12 入居分
所得税の控除限度額	住宅ローン年末残高の1%	・10年目までは現行どおり ・11年目以降は以下のいずれか少ない金額 ①建物購入価格の2/3% ②住宅ローン年末残高の1%
個人住民税の控除限度額	所得税の課税総所得金額等の7% （最高136,500円）	同左 ※11年目以降は所得税から控除しきれない額について、現行限度額内で個人住民税額から控除
控除期間	10年	13年

◎自動車に係る措置（2. 車体課税の見直し 参照）

- ・自動車ユーザーの負担を軽減し、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図る。
- ・恒久減税による地方税の減収については、それに見合った地方税財源を確保することとする。これにより、地方における社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業のニーズにしっかりと対応する。

7. 社会保険診療に係る消費税の問題

- 今般の消費税率10%への引上げに際して、診療報酬の配点方法を精緻化で、医療機関種別の補てんのばらつきを是正し、今後、所管省庁を中心に、実際の補てん状況を継続的に調査、見直しなど対応。
- なお、以下の設備等で特別償却制度の拡充・見直しを行う。（法人税、所得税）
 - ・長時間労働の実態が指摘される医師の勤務時間短縮のための設備
 - ・地域医療提供体制の確保のための病床の再編等の家屋・設備
 - ・共同利用の推進など効率的な配置の促進に向けた高額医療機器

8. 森林環境税・譲与税（仮称）の法制化 ※平成36年度から新税導入、譲与税は平成31年度から

市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、平成36年度から森林環境税（仮称）を創設。

- 個人住民税均等割に国税として1人年間1,000円を上乗せし、森林環境譲与税（仮称）として、主に市町村、一部を都道府県に配分。

- ・譲与基準：私有林人工林面積5/10、林業就業者数2/10、人口3/10
 - ・都道府県にも森林整備を実施する市町村の支援等の財源として1/10を配分（※）。
- ⇒ 税収は年間約600億円、本県及び県内市町村への配分は約**7.2億円**が見込まれる。

※H31～44は経過措置として以下のとおり配分。

期間	H31～36	H37～40	H41～44	H45～
市町村	80%	85%	88%	90%
都道府県	20%	15%	12%	10%

- ・新税の導入に先行して、H31年度から譲与税配付金特別会計における借入金をもって配分。

期間	借入金の額及び譲与額（本県・県内市町村譲与額）
H31～33	年 200 億円（年 2.4 億円） →初年度の本県収入は 0.5 億円（市町村 1.9 億円）程度となる見通し
H34～35	年 300 億円（年 3.6 億円）

※H37年度から税収の一部を借入金の償還に充てる（H37～40：200億円、H41～44：100億円）。

- 条件不利な森林の整備、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発を用途とする。

9. その他の改正事項

（地方税）

狩 猟 税	対象鳥獣捕獲員等の軽減措置を5年延長
不 動 産 取 得 税	耐震リフォームを伴う買取再販に係る軽減措置について、省エネ住宅に関する要件を加えて2年延長
自 動 車 取 得 税 自動車税環境性能割	・ノンステップバス等の軽減措置を公共交通から一般貸切運送事業者に拡大し、3年延長 ・車両安定性制御装置等を装備したトラック・バスの軽減措置を6月延長し、H31.10以降は要件を見直してH33.3まで延長
固 定 資 産 税	所有者不明土地を利用した地域福利増進事業に係る軽減措置を創設

（国 税）

相 続 税 ・ 贈 与 税	個人事業者の事業承継税制の創設 … 一定の事業用資産の相続、贈与について納税猶予するもの。
---------------	---

（納税環境の整備）

- 法人の電子申告義務化（平成32年4月1日以降の事業年度から適用）に伴い、eLTAX上の提出のほか、電子媒体での提出を可能とする。

10. 検討事項等

- ゴルフ場利用税（本県要望事項）

ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する。

⇒今年度も同様の記述…代替財源の確保が難しく、廃止は困難と判断。

- 車体課税

自動車を取り巻く環境の変化等を踏まえつつ、財源確保を前提に、課税のあり方について中長期的に検討。

- 電気供給業、ガス供給業及び保険業における収入金課税のあり方についての検討（H30大綱検討事項）

2020年の送配電分離における見通し、税収影響等を考慮しつつ、引き続き検討。

4 本県への影響が想定される国予算案の内容

(1) 地方創生の推進

○まち・ひと・しごと創生事業費〔総務省〕 1兆円（1兆円）

地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、地方財政計画の歳出に計上。（H27～30年度と同額。）

○地方創生推進交付金〔内閣府〕 1,000億円（1,000億円）

地方版総合戦略に基づき、地方公共団体が地方創生に向けて複数年度にわたり自主的・主体的に取り組む先導的な事業を継続的に支援する。※事業費ベースでは、2,000億円（国費1/2）

⇒ H28～30年度に認定を受けた事業実施計画（計画期間：3～5ヶ年）に基づき、H31年度の交付申請を行うほか、予算編成を踏まえた新規実施計画の認定申請を行う予定。

※認定済み事業計画数：14件（内訳）H28年度5件、H29年度3件、H30年度6件
H31申請予定額（認定済み事業計画額）：約6.8億円（国費ベース）

⇒ 新たに創設された「わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住・起業・就業支援）」については、市町村とも連携し交付金活用を検討中。

（参考）「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の概要

東京圏から地方へのI・J・Uターンによる就業促進に向け、移住・起業家への奨励金支給、マッチングサイト開設支援、女性・高齢者の就業支援を行う。

・奨励金の支給

地方へ移住し就業した場合 最大100万円

地方へ移住し起業した場合 最大300万円

地方にいたまま起業した場合 最大200万円

・県外ビジネス人材と県内企業とのマッチングサイト開設などの取組を支援

・女性や高齢者の新規就業の取組を支援（掘り起こし、職場環境改善等）

⇒ 新たに中枢中核都市として全国で82市を国が選定（本県は鳥取市のみ）し、機能強化のための支援を行う。（交付金上限額引き上げ。原則7事業以内。）

・先駆タイプ：1事業あたり国費2.5億円（従来は国費2億円）

・横展開タイプ：1事業あたり国費8,500万円（従来は国費7,000万円）

⇒ 申請上限件数の引上げや交付金の地方負担分に企業版ふるさと納税による寄附を充当することが認められるなど要件緩和がみられるものの、政策間連携等の厳格な申請要件やハード整備割合の制約など、未だ使い勝手の悪い本交付金の制度改善について、引き続き国に働きかけていく。

○持続可能な地域づくりの担い手・組織や、地域を支える人材の確保・育成〔総務省〕

9.4億円（8.1億円）

<主な内訳>

・関係人口創出・拡大事業 5.0億円（2.5億円）

・地域おこし企業人官民連携推進事業 0.2億円

地域課題の解決に資する地域外の者の創出に向け、地域外の者の地域への関心・関与を高めるとともに、異文化交流を含めた多様な交流を促進するため、地域と多様に関わる者である関係人口の創出、地域おこし企業人の受入れ等の取組を支援する。

⇒ 今年度、日野町が関係人口創出事業を活用中。本県への関係人口を増やしていくため、次年度に向けて、県内市町村と連携して事業の活用を検討していく。

○過疎対策の推進〔総務省〕 6.9 億円 (6.9 億円)

・過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 4.0 億円 (4.0 億円)

基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、「暮らし」を支える多様な主体の包摂・連携による生活支援の取組や「なりわい」の創出のほか、郵便局を活用した集落機能の維持・活性化に係る取組を支援する。

⇒ 本県での活用に向けて、引き続き情報収集を行う。

・過疎地域等自立活性化推進事業 2.9 億円 (2.9 億円)

過疎地域の自立・活性化に資するソフト事業や、基幹集落における定住促進住宅の整備、廃校舎などの遊休施設を活用した地域振興施設の整備等を支援する。

⇒ 本県での活用に向けて、引き続き情報収集を行う。

○「小さな拠点」の形成推進〔国土交通省〕 1.2 億円 (1.2 億円)

集落の生活圏を維持するため、複数の生活サービス機能や地域活動の場、産業・交流拠点が集約され、周辺集落や都市拠点とのネットワークが確保されたモデル的な「小さな拠点」の形成を推進する。

⇒ 本県での活用に向けて、引き続き情報収集を行う。

○地方大学・地域産業創生交付金事業〔内閣府・文部科学省〕 97.5 億円 (95 億円)

首長のリーダーシップのもと産官学連携によるコンソーシアムを構築し、大学は学部学科を改組する等の大胆な資源集中を行うことにより、地域の中核的な産業の振興や専門人材育成等を行う取組を原則として5年間支援する。

(内閣府 72.5 億円(うち地方創生推進交付金活用分 50 億円)、文部科学省 25 億円)

(交付先: 都道府県・政令指定都市等、補助率 1/2~3/4)

⇒ 予算規模が平成 30 年度とほぼ同額であり、どの程度新規採択分があるか不明なことから、引き続き情報収集に努めるとともに、鳥取大学のような経営資源の限られている小規模な大学でも取り組みが可能な、地域の産業の実情にあったものとするよう国に要望していく。

○地方大学・産業創生のための調査・支援事業〔内閣府〕 1.1 億円 (1 億円)

地方大学・地域産業創生交付金における地域の取組について、海外の先進事例等を踏まえ、専門的視点からエビデンスに基づき調査等を実施し、地域における若者の修学・就業の促進に資する取組を支援する。

⇒ 引き続き情報収集に努める。

○地方と首都圏の大学生対流促進事業〔内閣府〕 2.0 億円 (3.3 億円)

地方公共団体の協力のもと、地方と東京圏の大学が連携し、東京圏の学生に地方の魅力が体験できるプログラム等を実施する取組を支援する。

⇒ 引き続き、本事業の情報収集に努めるとともに、東京圏に限定されているこの事業の関西圏の大学への対象拡大を国に要望していく。

○地方へのサテライトキャンパス設置等に関するマッチング支援事業

〔内閣官房〕 0.2 億円 (0.1 億円)

サテライトキャンパスの設置等を推進するために地方公共団体と大学のマッチングを支援するための仕組みを構築する。

⇒ 引き続き、本事業の情報収集に努めるとともに、大都市圏の大学による地方へのサテライトキャンパスの設置に対する財政支援措置を設けるよう、国に要望していく。

(2) 災害に強い地域づくり、安全・安心のまちづくり

○大規模自然災害からの復旧・復興〔国土交通省〕

熊本地震や九州北部豪雨等により被災した地域の復旧・復興に向け、引き続き、災害復旧事業や防災・安全交付金等を活用し、道路、河川、砂防、港湾、鉄道等の基幹インフラの整備や被災地の住宅再建・宅地の復旧等に対する支援を着実に推進する。

(国費ベース 単位:億円)

	H30年度 予算額 (A)	H31年度 決定額			対前年	
		通常分	臨時・特 別措置額	合計 (B)	伸率 (B/A)	増減額 (B/A)
災害復旧等	544	551	0	551	1.01	7
防災・安全交付金	11,117	10,406	2,767	13,173	1.18	2,056

※頻発・大規模化する災害への対応等のための個別補助制度の創設・拡充について

平成 31 年度予算においては、地域の防災力の強化やインフラの老朽化対策の推進等の観点から、地方公共団体が実施する河川・道路・港湾等の事業に対して集中的に支援することを可能とする個別補助制度を創設・拡充することとされている。

⇒ 平成 30 年 7 月豪雨、台風 24 号及び鳥取県中部地震等からの復旧・復興に必要な予算を確保できるよう引き続き国に働きかけていく。

○防災・減災、国土強靱化

重要インフラの点検結果等を踏まえた「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」(2018 年 12 月 14 日閣議決定)に基づき、緊急対策 160 項目について、3 年間で集中的に実施。

➤ 平成 30 年度 2 次補正、31、32(2020)年度「臨時・特別の措置」を活用(31 年度「臨時・特別の措置」:1 兆 3,475 億円)※平成 30 年度第 2 次補正予算とあわせて国費 2.4 兆円、2020 年度までの 3 年間の事業規模は概ね 7 兆円程度。

[具体的な取組] ※《 》は 2019 年度予算、〈 〉は 2018 年度 2 次補正予算

- ・河川、砂防、道路等の防災・減災対策 《7,153 億円》〈6,183 億円》
- ・ため池、治山施設、森林、漁業等の防災・減災対策 《1,207 億円》〈 938 億円》
- ・水道施設の耐震化対策等 《 259 億円》〈 66 億円》
- ・警察施設等の整備に関する緊急対策 《 124 億円》〈 545 億円》
- ・自衛隊の防災関係資機材等に関する緊急対策 《 508 億円》〈 131 億円》
- ・学校施設等の防災・減災、地震津波観測網等に関するインフラ緊急対策 《1,518 億円》〈698 億円》
- ・電力インフラの緊急対策 《 329 億円》〈 125 億円》
- ・製油所・油槽所の緊急対策 《 134 億円》〈 84 億円》
- ・災害拠点病院等における耐震化対策等 《 75 億円》〈 43 億円》

○社会全体で災害リスクに備える「防災意識社会」への転換に向けた防災・減災対策の推進

〔国土交通省〕

※計数について、一部重複がある

本年発生した大阪北部地震、平成 30 年 7 月豪雨、台風 21 号、北海道胆振東部地震、豪雪等を始め、近年頻発している激甚な災害で明らかとなった課題に対応するため、防災のための重要インフラ、国民経済・生活を支える重要インフラについて、災害時に機能を維持できるよう、国土交通省では所管分野の 64 項目について点検を実施した。点検結果等を踏まえ、特に緊急に実施すべき対策について、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」として、国土交通省では、ソフト・ハードの両面から、67 項目の対策を集中的に実施する。

[ソフト対策]

災害時に命を守るために必要な各種リスク情報の徹底的周知や外国人旅行者等への情報

提供体制の確保など国民等の安全確保に資する体制強化等を進めることとしている。

[ハード対策]

河川・砂防等の防災のための重要インフラの機能強化等により大規模な浸水・土砂災害・地震・津波等による被害の防止・最小化等を図るとともに、道路・鉄道・港湾・空港等の国民経済・生活を支える重要インフラの機能強化等により命を守るための災害時の避難や救助、1日でも早く平常の暮らしや経済活動を取り戻すための迅速な復旧・復興に不可欠な交通ネットワークの確保等を進めることとしている。

- (a) 「水防災意識社会」の再構築に向けた水害対策の推進 6,030 億円 (3,967 億円)
[うち臨時・特別の措置 1,626 億円]
- (b) 集中豪雨や火山噴火等に対応した総合的な土砂災害対策の推進
1,281 億円 (767 億円) [うち臨時・特別の措置 330 億円]
- (c) 南海トラフ巨大地震・首都直下地震対策等の推進 2,521 億円 (1,727 億円)
[うち臨時・特別の措置 971 億円]
- (d) 密集市街地対策や住宅・建築物の耐震化の促進 187 億円 (160 億円)
[うち臨時・特別の措置 11 億円]
- (e) 災害対応能力の強化に向けた防災情報等の高度化の推進 78 億円 (53 億円)
[うち臨時・特別の措置 67 億円]
- (f) 災害時における人流・物流の確保 4,318 億円 (3,199 億円)
[うち臨時・特別の措置 1,275 億円]

⇒ 平成 30 年 7 月豪雨、台風 24 号及び鳥取県中部地震等からの復旧・復興を果たし、県民の安全・安心を確保する国土強靱化を推進するのに必要な予算を確保できるよう引き続き国に働きかけていく。

○将来を見据えたインフラ老朽化対策の推進〔国土交通省〕 4,882 億円 (4,479 億円)

国民の安全・安心の確保のため、インフラ長寿命化計画（行動計画）に基づき、将来にわたって必要なインフラの機能を発揮し続けるための取組を推進する。

⇒ 県民の安全・安心を確保する国土強靱化を推進するのに必要な予算を確保できるよう引き続き国に働きかけていく。

○大規模災害に備えた緊急消防援助隊等の充実強化〔消防庁〕 69.5 億円 (H30 補正 14.2 億円)

大規模かつ迅速な部隊投入を可能とする体制を充実させるため、車両・資機材等を整備する。

【主な内容】

- ① 急消防援助隊設備整備費補助金 (49.9 億円)
大規模風水害・土砂災害や南海トラフ地震等の大規模災害時に備えるため、緊急消防援助隊の機動力や後方支援体制等を強化。
- ⇒ 本県においても、「緊急消防援助隊基本計画」に基づき、各消防局において増隊を行っており、併せて必要な車両・資機材等を整備中。
- ② 津波・大規模風水害対策車の整備 (緊 5.6 億円) (30 緊 4.2 億円)
- ③ 救命ボート等の整備 (新規) (緊 2.2 億円) (30 緊 1.8 億円)
- ④ 重機及び重機搬送車の整備 (緊 6.8 億円) (30 緊 6.1 億円)
- ⑤ 全地形対応車Ⅱ型の整備 (緊 1.4 億円) (30 緊 0.7 億円)
- ⑥ 拠点機能形成車両の整備 (1.3 億円)
- ⑦ 映像伝送システムの整備 (30 緊 0.4 億円)
- ⑧ NBC 訓練用資機材の整備 (30 緊 1.1 億円)

○様々な災害に対応するための常備消防力等の強化〔消防庁〕 15.3億円（H30補正5.6億円）

【主な内容】

- ① 防災施設整備費補助金（13.5億円）
⇒ 各市町村において、耐震性貯水槽等を整備中（国から市町村直接補助）。
 - ② 市町村の消防の広域化及び連携・協力の推進（0.2億円）
 - ③ 大規模災害に対応するための航空消防防災体制に緊急対策（新規）（30緊0.6億円）
 - ④ 消防防災航空の運航体制のあり方に関する調査・研究（新規）（0.4億円）
 - ⑤ ドローン運用アドバイザー育成研修等（新規）（0.1億円）
 - ⑥ 地方公共団体等の災害対応能力の強化
 - ・ 受援計画策定の研修会実施や市町村長等を対象とした災害対応訓練の実施等（0.6億円）
 - ・ 地方公共団体における非常用通信手段の確保（新規）（30緊4.0億円）
 - ⑦ 救急体制の確保（0.2億円）
 - ・ 救急安心センター事業（#7119）の全国展開を推進
- ⇒ 救急車の適正利用を促すため、導入が一部にとどまる救急安心センター事業（#7119）の全国展開を推進する。県では、本事業を平成30年9月から実施中。

○地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化

〔消防庁〕 23.4億円（H30補正25.3億円）

【主な内容】

- ① 消防団の装備・訓練の充実強化
災害現場の状況を速やかに把握するための資機材（オフロードバイク・ドローン）や小型動力ポンプを無償で貸し付けを実施するとともに、消防団への教育訓練を実施する。
 - ・ 消防団の装備・訓練の充実強化（2.3億円）
 - ・ 救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車の無償貸付（緊8.9億円）（30緊17.9億円）
 - ・ 消防団救助用資機材補助金（新規）（緊7.4億円）（30緊7.4億円）

⇒ 災害発生時、二次災害発生の恐れがあるような現場で、偵察活動を行うための資器材の使用法について教育訓練を実施するもの（3箇年で全消防学校に配備）。県では平成30年度に配備済み。
- ② 消防団への加入促進
事業所の従業員や学生の入団を促進するため、新規分団の設立や訓練に要する経費等を支援する。
 - ・ 企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進事業（1.2億円）

⇒ 県では大学等との連携による消防団加入促進事業を平成30年度から実施中。
- ③ 自主防災組織等の充実強化
自主防災組織等の災害対応能力を強化するため、自主防災組織や消防団と地域の多様な組織との連携体制の構築を支援する。
 - ・ 自主防災組織等のリーダー育成・連携促進支援事業（0.5億円）

⇒ 本事業の活用を検討する。

（注）緊…3カ年緊急対策による事業、30…H30補正予算

○地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

〔環境省〕 34億円（新規）

災害時のエネルギー供給等を確保するため、地域防災計画に避難施設等として位置づけられた公共施設及び民間施設に、再エネ・蓄エネ設備等の導入を補助金により支援する。

⇒ 避難施設等の停電対策と再生可能エネルギー設備導入による低炭素化につながるため、引き続き情報収集を行う。

○災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入促進事業費補助金

【経済産業省】 38.5 億円（新規）

災害時のエネルギー供給等を確保するため、太陽光発電（10kW未満）を所持している需要家に対し、家庭用蓄電システム導入時の費用の一部を補助する。

⇒ 家庭等の停電対策及び家庭用太陽光発電の固定価格買取期間満了後（2019年問題）の自家消費への活用につながるため、情報収集を行う。

○治水事業等関係費（水意識社会への展開）【国土交通省】 89 億円

住民、地方自治体、民間事業者、河川管理者等の関係者が水の利用や水辺空間の活用など水に関する幅広い知識・情報を共有し、流域における水の多様な恵みを社会全体で認識・享受するとともに、それらが人々の意識の深部に浸透した社会を実現するため、地域の特徴を活かした魅力ある水辺空間や良好な自然環境の創出、流域マネジメントの取組等を推進する。

⇒ 情報収集を行い、本県が設置している「鳥取県地下水研究プロジェクト」への活用について検討する。

○下水道事業関係費【国土交通省】 156 億円

平成30年7月豪雨等を踏まえ、大規模な再度災害防止対策や河川事業と連携した内水対策を推進するとともに、地震対策、下水道の機能を確保するための戦略的なアセットマネジメント、ICTの活用や施設の集約化等による広域化・共同化、効率的な整備による下水道未普及地域の早期解消、下水道リノベーション等を推進し、さらに、そのための必要な技術開発等を実施する。

⇒ 鳥取市、倉吉市、境港市で管渠（浸水対策）、智頭町、日吉津村、伯耆町、江府町を除く14市町1流域下水道でストックマネジメント及び長寿命化対策の実施を予定しているため、引き続き情報収集を行う。

○強靱・安全・持続可能な水道の構築【厚生労働省】 650 億円（375 億円） ※他省庁分含む

国民生活を支えるライフラインである水道施設の強靱化・広域化や安全で良質な給水を確保するための施設整備や、非常用自家発電設備の整備、土砂災害・浸水災害の対策工事、水道事業のIoT活用等を進める。

⇒引き続き、情報収集を行う。

○災害等に強いまちづくりの支援【国土交通省】

耐震対策緊急促進事業 121 億円（120 億円）※その他社会資本整備総合交付金の内数

災害により被害を受けるおそれのある住宅に居住する者が、安全に生活できる住宅を確保するため、住宅の移転や改修等に対する支援を行う。

改正建築基準法（H31年6月施行）に基づく延焼防止性能を有する建築物においても建替え支援の対象に含めるとともに、老朽建築物の建替え支援にあたっての要件を簡素化することで、密集市街地における建築物の耐震化・不燃化を促進するほか、安全な住宅市街地の形成を図る観点から、狭あい道路の解消に資する取組に対する支援を行う。

⇒ がけ地付近の住宅移転、狭あい道路の解消に係る国の制度は、従前と同様の見込み、引き続き市町村と連携し事業に取り組む。

○住宅・建築物の耐震改修等の推進【国土交通省】

耐震対策緊急促進事業 121 億円（120 億円）※その他社会資本整備総合交付金の内数

・ 耐震改修促進法に基づく耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に係る重点的・緊急的な支援措置に加え、防災拠点となる建築物の地震対策を引き続き推進するための措置を講じ

る。

- ・ 地方公共団体が地域防災計画又は耐震改修促進計画に位置づけた避難路沿いにあるブロック塀等の安全確保事業を社会資本整備総合交付金の基幹事業に位置付け。
- ・ 緊急輸送道路沿いにある、一定の高さ・長さを超えるブロック塀についても、建築物と同様に耐震診断義務付け。

⇒ 県内市町村と連携し、引き続き耐震化率の向上を目指す。

要緊急安全確認大規模建築物の内 2 施設が事業未着手であるため、この 2 施設に事業実施を促すとともに 2 施設の事業の取り組みを支援する。

ブロック塀の安全確保事業は基幹事業に位置付けられるが、補助対象が市町村の地域防災計画に位置付けられた避難路沿いのものに限られるため、対応を検討する。

○美保基地における空中給油・輸送機（KC-46A）配備に係る施設整備経費〔防衛省〕

（約 59 億円）

空中給油・輸送機 KC-46A の配備に必要な格納庫、駐機場などの施設整備を行う。

○米軍機低空飛行訓練に関連した騒音測定器の設置〔防衛省〕

⇒ 今回の予算資料では明記されていない。騒音測定器を設置し、実態を把握することについて継続して要望を行う。

(3) 子育て支援・少子化対策

○【人づくり革命】幼児教育無償化の実施〔内閣府、厚生労働省、文部科学省〕 4,064 億円

①幼児教育・保育の無償化 3,882 億円（新規）

- ・ 2019 年 10 月より、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する 3 歳から 5 歳の児童に係る保育料を無償化する（0 歳から 2 歳については住民税非課税世帯を対象）。
- ・ H31 年度の無償化に要する経費は全額国費負担（国負担分は国庫負担金[1,532 億円]、地方負担分[2,349 億円]は子ども・子育て支援臨時交付金を新設）。
- ・ これまで保育料の一部として保育所等に通う子ども（3～5 歳）の保護者が負担していた副食費については、原則実費徴収とする。ただし、年収 360 万円未満相当の世帯及び第 3 子（国基準）以降については免除措置を講じる。

＜負担割合（認可・認可外施設共通）＞国 1/2、県・市町村各 1/4

- ・ 幼稚園就園奨励費補助事業は H31.9 で廃止する（上半期分 141 億円のみ計上）。

②幼児教育・保育無償化に係る自治体の事務費・システム改修費補助 182 億円（192 億円）
初年度（H31 年度）の導入時に必要となる事務費（120 億円）及びシステム改修経費（62 億円）について、市町村に対し補助を実施（事務費については 32 年度も全額国費で措置）。

⇒ 無償化に関する様々な課題を国と地方が議論する「幼児教育無償化に関する協議の場」の第 1 回会議が年内に開催予定。事務フローなど実施の具体を把握次第、市町村及び保育施設等に速やかに伝達し、住民への周知やシステム改修等に遅れが生じないように取り組む。

(参考)

(単位:億円)

区分		月額上限※	H31 年度所要額
施設型給付	私立保育所、認定こども園等	なし	2,059
	公立施設（地域型保育を除く）	(保育料全額)	818
子育て支援施設等利用給付(仮称)	<旧制度>私立幼稚園	2.57 万	696
	預かり保育（幼稚園）	1.13 万	168
	認可外保育施設等（一時預かり等含む）	3.7 万	141
合 計			3,882

※ 0～2歳の住民税非課税世帯は4.2万/月まで無償

○教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実（一部社会保障の充実）〔内閣府〕

1兆2,611億円（1兆387億円）

- ・子どものための教育・保育給付（施設型給付、委託費〔認定こども園、幼稚園、保育園に係る運営費〕、地域型保育給付〔家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費〕等）
- ・地域子ども・子育て支援事業（利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等）

（主な充実内容）

①【人づくり革命】保育士等の処遇改善

平成30年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の処遇改善（保育士平均+0.8%）を平成31年度の公定価格にも反映することに加え、「新しい経済政策パッケージ」に基づき更に1%（月3,000円相当）の処遇改善を行う。

②公定価格の見直し

- ・チーム保育推進加算及び栄養管理加算(2019.10～)の拡充
- ・幼稚園・認定こども園の非常勤講師の配置について、基本単価から実配置に対する加算に変更

⇒ 保育士の処遇改善について、確実に各保育士の給与に反映されるよう市町村と連携して取り組むとともに、技能・経験に応じた処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）の確実な実施を促していく。

○【人づくり革命】保育の受け皿整備の推進〔厚生労働省〕 840億円（889億円）

補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等の支援について引き続き実施し、保育園等の整備などによる受入児童数の拡大を図る。

⇒ 国から市町村への補助制度であり、制度活用を適宜促していく。
（31年度は保育所の改築2件〔今年度からの2か年計画分含む〕を予定）

○認定こども園等の施設整備〔文部科学省〕 34億円（22億円）

認定こども園への移行に係る施設整備・園舎の耐震化・防犯対策（ブロック塀含む）に要する経費の一部を補助する。（負担割合：国1/2、市町村1/4、事業者1/4等）

⇒ 私立幼稚園へ随時国の情報を提供し、認定こども園移行を促進する。現時点ではブロック塀改修など防犯対策での活用を想定。

○地域少子化対策重点推進交付金〔内閣府〕 9.5 億円 (10 億円)

地方自治体が行う少子化対策事業（「結婚に対する取組」及び「結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」）について、優良事例の横展開及び結婚に伴う経済的負担軽減のための新婚夫婦に対する家賃補助を支援する。

⇒ より有利な条件で本県の実情に合った事業が実施できるよう事業内容や交付要件等について引き続き情報収集を行う。

○母子保健医療対策の推進〔厚生労働省〕 231 億円 (215 億円)

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援 ※一部新規

- ・ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供する子育て世代包括支援センター全国展開に向け、その設置促進を図るとともに、産後うつ等を予防する観点から、産婦健康診査、産後ケア事業等を推進する。
- ・ 乳幼児健康診査等の母子保健情報の利活用を推進するための市町村システムの改修を支援する。

⇒ 国が 2020 年までに全国展開を目指す子育て世代包括支援センターは、本県では今年度全市町村が整備。支援の充実を図るため産婦健診、産後ケア等、国事業の活用に向けて情報収集を行う。

○小児慢性特定疾病対策〔厚生労働省〕 171 億円 (165 億円) ※一部新規

慢性的な疾病を抱える児童等に対する医療費助成に必要な経費を確保し、患児家庭の医療費の負担軽減を図る。その際には、マイナンバーの利活用を進め、申請手続きの負担軽減を図る。

慢性的な疾病を抱える児童等の自立を促進するため、療養生活にかかる相談や地域の関係者が一体となって自立支援を行うための事業を行う。

⇒ 慢性的な疾病を抱える児童等及び患者家族への負担軽減に継続して取り組む。

○社会的養育の充実〔厚生労働省〕 1,278 億円 (1,230 億円)

児童養護施設等における小規模かつ地域分散化の推進を図るとともに、職員配置基準の強化を含む高機能化及び家庭養育支援への機能転換などを推進。

⇒ 引き続き情報収集していく。

○低所得の未婚のひとり親に対する臨時・特別給付金〔厚生労働省〕 30 億円 (新規)

平成 31 年度税制改正における未婚のひとり親に対する税制上の対応に関する結論を踏まえ、臨時・特別の措置として、低所得（児童扶養手当の受給者、年収 360 万円以下）の未婚のひとり親に対し、1.75 万円の給付金を支給する。

⇒ 県支給対象者（三朝町、大山町）：18 人程度
県予算規模：30 万円程度

○高校生等奨学給付金の充実〔文部科学省〕 139 億円 (133 億円)

高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために支給される給付金について、非課税世帯の全日制の子（第 1 子）に係る給付額が引き上げられる。

・国公立 80,800 円→82,700 円 (1,900 円増) ・私立 89,000 円→98,500 円 (9,500 円増)

⇒ 第 1 子と第 2 子以降との差は年々縮まってきているが、なくなるには至っておらず、給付額に差を設ける理由も明確ではないため、引き続き解消に向けて要望等を行っていく。

○高等学校等就学支援金〔文部科学省〕 3,734 億円 (3,708 億円)

高等学校等の授業料に充てるために支給する就学支援金の私立高校分について、平成 29 年 12 月に発表された新しい経済政策パッケージにより、消費税率アップによる財源を活用し、

2020年度より年収590万円未満の世帯を対象として授業料の実質無償化を実現することとされている。

＜年間支給額の引き上げ（予定）＞

住民税非課税世帯：支給額を29.7万円→39万円（全国の私立高校年平均授業料相当額）
年収350万円未満の世帯：支給額を23.8万円→35万円
年収590万円未満の世帯：支給額を17.8万円→25万円

⇒ 本県の私立高校の授業料は平均約30万円程度／年であることに加え、年収590万円未満の世帯が私立高校に通う生徒全体の6割弱であり、恩恵に浴するところが大きいですが、この度の予算案には当該内容は盛り込まれておらず、引き続き情報収集を行う。

○高等教育の負担軽減方策の実施に向けた準備〔文部科学省〕 3億円（新規）

国と地方の協議の結果により、私立専門学校の無償化に係る都道府県の事務処理体制構築に係る費用を2020年度までの2年間措置するものである。また、文部科学省の案では、直近3か年の定員充足状況が連続して8割を切っている大学を無償化の対象にしないこととしているが、専門学校については大学のこの基準を参考にしつつ設定することとされている。

⇒ 本県の私立専門学校はいずれも定員充足率が8割を切っており、12月14日に文部科学省に対して地方の実情を踏まえて検討するよう要望を行ったところで、引き続き注視していく必要がある。

○【人づくり革命】大学等奨学金事業の充実〔文部科学省〕 1,272億円（1,161億円）

意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学を断念することがないように、安心して学ぶことができる環境を整備する。

・給付型奨学金制度の着実な実施

給付人員：41,400人（うち新規20,000人）

給付月額：国公立（自宅）2万円、（自宅外）3万円

私立（自宅）3万円、（自宅外）4万円

・無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施

貸与人員：56万4千人（4万4千人増）

⇒ 予算の実現により高等教育費用の負担軽減が促進される見込みであるが、制度や運用については課題もあり、7月には給付型奨学金の学校毎の採用枠配分の柔軟な対応等について国に要望したところであるため、国の見直しの動き等について引き続き情報収集をしていく。

なお、平成29年12月に発表された新しい経済政策パッケージ及び平成30年6月に発表された骨太の方針において、消費税率アップによる財源を活用し、2020年度より低所得世帯に係る給付型奨学金の支給額の大幅増を実施する予定。

○学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策〔文部科学省〕 84億円（82億円）

①スクールソーシャルワーカーの配置拡充

スクールソーシャルワーカーの配置の増（7,500人→10,000人）、貧困・虐待対策のための重点加配（1,000校→1,400校）、スーパーバイザーの配置（47人）、連絡協議会の開催・研修を通じた質向上の取組の支援を行う。

⇒ 現在も補助金を活用し、市町村へのスクールソーシャルワーカーの配置の補助及び県立学校のスクールソーシャルワーカーの配置、県のスーパーバイザーの配置等を行っている。市町村の状況や意向を確認しながら市町村配置の拡充を検討する。

②地域学校協働活動推進事業

幅広い地域住民等が参画し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生す

る「地域学校協働活動」の一環として、経済的な理由や家庭の状況により、家庭学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生等に対する学習支援（地域未来塾）を実施する。

⇒ 県では国事業を活用し、全ての子どもたちが経済的理由などにより将来の夢や希望をあきらめることがないように、中学生を対象とした地域未来塾を実施する市町村を支援し、中学校卒業時の進路を保障する取組を推進する。

(4) 消費税増税対策

○プレミアム付商品券事業〔内閣官房〕 1,723億円（新規）

消費税率の引上げに伴う低所得者世帯と子育て世帯（0～2歳児）の負担軽減及び地域における消費喚起を図るため、地方自治体が発行・販売する「プレミアム付商品券」の取組を支援。

⇒ 当該プレミアム付商品券の発行・販売主体は、市区町村となる見込み（都道府県は対象外）。県内市町村において円滑な事業展開が図られるよう、県において必要な情報提供・支援を行っていく。

○マイナンバーカードを活用したプレミアムポイント事業〔総務省〕 119.3億円（新規）

キャッシュレス決済に付与するポイント制度が平成31年10月から9カ月間後に終了することから、切れ目なく消費を喚起するため、マイキープラットフォームを活用して発行される自治体ポイントへのプレミアムポイントの付与に対する支援を検討。今年度は、実施に向けて、自治体によるマイキープラットフォームの活用を促すなど、環境整備を促進。

⇒ 当該事業は、基本的に市町村が主体的に取り組む事業であるが、詳細な制度設計が不明なため情報収集を行い、県内市町村に情報提供し活用を促す。

○商店街活性化・観光消費創出事業〔経済産業省〕 50億円（新規）

地域と連携して魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込む商店街の取組を支援する。専門家の指導を受けて実施するインバウンド・観光需要を取り込む環境整備やイベント等の取組を支援する。

⇒ 本県においても来年度予算事業で、地域の商店街組織等が実施する需要変動対策やにぎわい創出に資する取組を、臨時的に支援することを検討中。引き続き情報収集を行う。

○キャッシュレス・消費者還元事業〔経済産業省〕 2,798億円（新規）

平成31年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元・割引を支援する。

⇒ 事業者へのキャッシュレス決済の導入と消費者によるキャッシュレスでの購買の促進を合わせて進める事業。国から決済事業者等（クレジットカード会社等）への補助制度（補助分をポイントとして消費者へ還元）が想定されるが、関係機関の関わり方等について引き続き情報収集を行う。

○消費税率引き上げに伴う住宅の需要変動への対応

〔国土交通省〕 2,085億円（臨時・特別の措置額）

(1) すまい給付金の拡充

すまい給付金について、対象となる所得階層を拡充するとともに、給付額を最大30万円から50万円に上げる。

(2) 次世代住宅ポイント制度の創設

消費税率10%で一定の性能を有する住宅の新築やリフォームを行う者に対して、環境、子育て支援等に資する商品と交換できるポイントを発行する。(新築：30万ポイント(より高性能な住宅は35万ポイント)、リフォーム：最大30万ポイント)

⇒ 「とっとり住まいる支援事業」を併用し、消費増税負担をより緩和し、住宅需要の平準化を図る。

(5) 働き方改革の推進

○働き方改革・生産性向上へ取り組む企業への相談対応〔厚生労働省〕 76億円(15億円)

「働き方改革推進支援センター」(本県では「働き方改革サポートオフィス鳥取」として開設)によるワンストップ型の相談支援、商工会議所・商工会等での出張相談、事業者に対する個別相談等の機能・体制を強化する。

⇒ 国が設置する「働き方改革推進支援センター」の体制強化に係る予算。本県では、県設置の「とっとり働き方改革支援センター」が国と連携して、引き続き企業への相談対応、取組の重要性や各種支援制度の周知を行っていく。

○時間外労働の上限規制等への対応に取り組む企業への支援〔厚生労働省〕 69億円(35億円)

時間外労働縮減に取り組む中小企業の事業主団体への助成金を拡充する。

⇒ 助成金については、県が専門家(社会保険労務士)を企業に派遣した際にあわせて制度紹介を行っている。引き続き、県としても各種制度の導入や支援策の活用を企業へ促進していく。

○同一労働同一賃金の実現など非正規雇用労働者の処遇改善に向けた企業支援

〔厚生労働省〕 1,005億円(809億円)

非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善を実施した事業主を支援するキャリアアップ助成金等により、非正規雇用労働者の正社員転換・処遇改善を引き続き推進する。

⇒ 助成金については、県が専門家(社会保険労務士)を企業に派遣した際にあわせて制度紹介を行っている。引き続き、県としても各種制度の導入や支援策の活用を企業へ促進していく。

○地域女性活躍推進交付金〔内閣府〕 1.5億円(2億円)

地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、女性活躍推進法に基づき地方公共団体が行う、継続就業促進など女性の雇用創出等につながる地域の実情に応じた取組を支援する。(平成31年度当初予算案2.4億円から一部前倒し、第二次補正予算で0.9億円程度措置)

<補助率> 2分の1

<交付上限> 都道府県 800万円(事業規模1,600万円)

政令指定都市以外の市町村 250万円(事業規模 500万円)

⇒ 詳細について引き続き情報収集を行い、積極的に活用する予定。

(6) 社会基盤の整備

○公共事業

公共事業関係費は、通常分として平成30年度から増の約6兆円(前年度比1.01)が確保されたほか、臨時・特別措置額として8,503億円が計上されたことから、合計としては対前年度比1.17倍となる7兆円弱の規模となっている。

地方自治体の自由度が高く、地域活性化等につながる事業等に充当することができる社会

資本整備総合交付金は、通常分として 8,364 億円（同 0.94）に加え、臨時・特別措置額として 350 億円が計上されたことから、合計として 8,713 億円（同 0.98）となっている。また、地方自治体によるインフラ老朽化対策や事前防災・減災対策等を重点的に支援するとされる防災・安全交付金は、通常分として 1 兆 406 億円（同 0.94）に加え、臨時特別措置額として 2,767 億円が計上されたことから、合計として 1 兆 3,173 億円（同 1.18）が計上された。

- 臨時・特別措置額として、重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえた「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」の 2 年目の対策に必要な予算が計上されている。

なお、有料道路事業については、平成 30 年 11 月 30 日に国土交通省から、財政投融资 1 兆円を投入し、金利負担軽減効果（約 7,000 億円）を活用することにより、重要インフラの緊急点検を踏まえ、防災・減災対策のための暫定 2 車線区間における 4 車線化等が進められる方針が示されており、この度の政府予算（案）において計上されている。

- 現在、国において優先的に付加車線整備等が実施される箇所の選定作業中と聞いており、今後、米子自動車道の三平山トンネル付近や溝口 IC～江府 IC 間付近などが選定されるよう、引き続き国に働きかけていく。

○公共事業の概要

①道路整備事業費

- ・道路整備事業予算の決定額は、通常分として 17,857 億円（対前年度比 1.07）に加え、臨時・特別措置額として 1,489 億円が計上されたことから、合計としては前年度から大幅増となる 19,346 億円である（対前年度新率 1.16）。

○平成 31 年度 国土交通省 道路整備事業関係予算（国費ベース 単位：億円）

	平成 30 年度 予算額 (A)	平成 31 年度 決定額 (B)	対前年	
			伸率 (B/A)	増減 (B-A)
道路整備費（通常分①）	16,677	17,857	1.07	1,181
直轄事業	15,562	15,718	1.01	156
改築その他	10,719	10,728	1.00	9
維持修繕	3,683	3,811	1.04	188
諸費等	1,160	1,179	1.02	19
補助事業	974	1,965	2.02	991
地域高規格道路、IC 等7次道路その他	756	1,106	1.46	350
大規模修繕・更新	65	213	3.29	148
除雪	104	108	1.04	4
連続立体交差事業	—	490	皆増	490
補助率差額等	49	48	0.97	△1
有料道路事業等	141	175	1.24	34
（臨時・特別措置額②）	—	1,489	皆増	1,489
合計（①+②）	16,677	19,346	1.16	2,669

※四捨五入の関係で計数の和が一致しないことがある。（以下同じ）

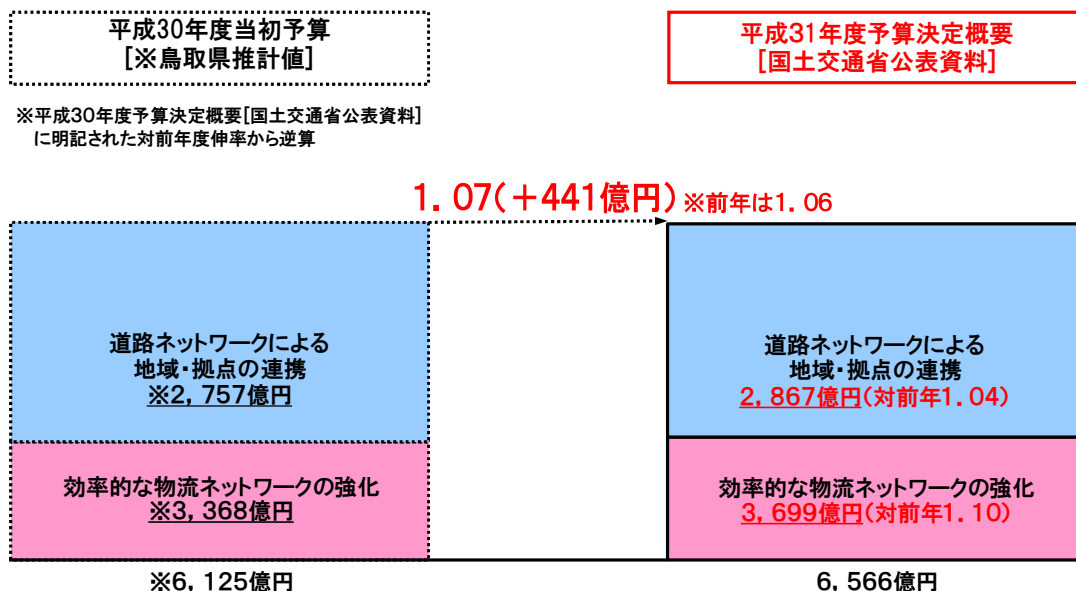
[参考]

○山陰道などの高速道路ネットワークの整備

- ・「全国ミッシングリンクの整備」としての整理が行われていないため、正確な要求額や対前年度伸率は把握できないが、「全国ミッシングリンクの整備」に相当すると想定される「道

路ネットワークによる地域・拠点の連携」及び「効率的な物流ネットワークの強化」については、総額として対前年度伸率 1.07 倍(対前年度比 1.06 倍)となる 6,566 億円 (+441 億円) が計上されている。

- 今後の事業箇所別配分において、北条道路をはじめ当県への重点配分がなされるよう、引き続き国に働きかけていく。



○岩美道路などの地域高規格道路の整備

- ・地域高規格道路（補助事業）については大幅増となる 1,106 億円（対前年度比 1.46）が計上されているものの、補助事業全体 1,965 億円（同 2.02）のうち交付金からの移行分 970 億円が含まれており、既存の補助事業の実質配分額は 995 億円（同 1.02）と前年並みとなっており、地域高規格道路についても前年並みの配分と史料される。

- 岩美道路をはじめとする県内の地域高規格道路に対して必要額が確保されるよう、予算の重点配分を引き続き国に働きかけていく。

○主な県内の事業箇所

事業	主な事業箇所
直轄事業	山陰道（鳥取西道路）、山陰道（北条道路）、江府三次道路（鍵掛峠道路） 鳥取自動車道、山陰道（米子道路）[付加車線設置]
補助事業	北条湯原道路（北条倉吉道路（延伸）・倉吉道路・倉吉関金道路） 山陰近畿自動車道（岩美道路）、江府三次道路（江府道路）

②港湾整備事業費

港湾整備事業予算の決定額は、通常分の2,386億円（対前年度比1.03）に加え、臨時・特別措置額の374億円が計上されたことから、合計は2,760億円（対前年度比1.19）計上されており大幅増である。

（国費ベース 単位：億円）

事 項	平成 30 年度 予算額(A)	平成 31 年度 決定額(B)	対前年		要望している 事業箇所
			伸率 (B/A)	増減額 (B-A)	
港湾整備事業	2,328	(2,760) 2,386	(1.19) 1.03	(432) 58	境港、鳥取港

（注1） 表中（ ）内は「通常分」に「臨時・特別措置額」を上乗せした数字。

（主な事業箇所）

○境港外港竹内南地区貨客船ターミナル整備事業（境港ふ頭再編改良事業）（直轄事業）

⇒平成 32 年春の供用開始に必要な事業費確保が重要であり、引続き、供用開始に必要な予算確保を国に働きかけていく。

③治水事業費（河川、砂防、海岸事業）

治水事業予算は、通常分8,324億円（対前年比1.07倍）、臨時・特別措置額含みで合計10,297億円（対前年度比1.32倍）と前年度を上回る事業費が計上されている。

⇒ 中海湖岸堤について、短期・短中期整備箇所の整備促進に必要な予算が確保できるよう引き続き国に働きかけていく。

⇒ 皆生海岸について、侵食対策に必要な予算が確保できるよう引き続き国に働きかけていく。

⇒ 直轄砂防堰堤（大山環状道路の下流側に設置する二の沢砂防堰堤等）の整備促進に向け、十分な予算が確保されるよう引き続き国に働きかけていく。

（国費ベース 単位：億円）

事 項	平成 30 年度 予算額(A)	平成 31 年度 決定額(B)	対前年		要望している 事業箇所
			伸率 (B/A)	増減額 (B-A)	
治山治水	7,811	(10,297) 8,324	(1.32) 1.07	(2,486) 513	
治水	7,574	(9,973) 8,075	(1.32) 1.07	(2,399) 501	斐伊川（中海護岸） 大山山系直轄砂防ほか
海岸（港湾海 岸含む）	237	(324) 249	(1.36) 1.05	(87) 12	皆生海岸

（注1） 表中（ ）内は「通常分」に「臨時・特別措置額」を上乗せした数字。

④治山・森林整備事業費

(国費ベース 単位：億円)

事 項	平成 30 年 度予算額 (A)	平成 31 年度 決定額(B)	対前年		要望している 事業箇所
			伸率 (B/A)	増減額 (B-A)	
林野公共事業	1,800	(2,269) 1,827	(1.26) 1.02	(449) 27	
治山事業	597	(856) 606	(1.43) 1.02	(259) 9	赤波地区復旧治山事業 ほか
森林整備事業	1,203	(1,413) 1,221	(1.17) 1.02	(210) 18	(農林水産部所管事業)

(注1) 林野公共事業のうち国有林直轄事業と民有林補助治山事業との区分は不明。

(注2) 表中 () 内は「通常分」に「臨時・特別措置額」を上乗せした数字。

- ・豪雨災害など激甚化する災害に対する山地防災力強化のため、荒廃山地の復旧・予防対策、総合的な流木対策の強化等の推進に向けた予算確保を働きかけていく。
- ・重要インフラの緊急点検等を踏まえ、山腹崩壊や流木被害等のおそれのある地域について、治山施設の設置等に必要な予算確保を働きかけていく。

⑤漁港整備事業費

(国費ベース 単位：億円)

事 項	平成 30 年 度予算額(A)	平成 31 年度 決定額(B)	対前年		要望している 事業箇所
			伸率 (B/A)	増減額 (B-A)	
水産基盤整備 事業	700	(900) 710	(1.29) 1.01	(200) 10	網代漁港ほか

(注1) 表中 () 内は「通常分」に「臨時・特別措置額」を上乗せした数字。

- 水産基盤整備事業費については、産地市場統合や養殖適地の確保など水産改革と連動した水産基盤の整備や、衛生管理対策、水産資源の回復対策、漁業地域の地震・津波対策、漁港施設の長寿命化対策、漁港の有効活用を推進するものとし、通常分の710億円(対前年度比1.01)に加え、臨時・特別措置額の900億円(対前年比1.29)が計上されており大幅増である。県から要望している長寿命化対策に向けた予算の確保を働きかけていく。

⑥交付金

◇社会資本総合整備

(国費ベース 単位：億円)

事 項	H30 年度 予算額 (A)	H31 年度決定額				伸率 (D/A)
		通常分 (B)	伸率 (B/A)	臨時・特別 措置額(C)	合計 (D)	
社会資本総合整備	20,003	18,770	0.94	3,117	21,886	1.09
社会資本整備総合交付金	8,886	8,364	0.94	350	8,713	0.98
防災・安全交付金	11,117	10,406	0.94	2,767	13,173	1.18

- 上記のほか、道路事業における補助事業への移行分970億円を加えると実質22,856億円(同1.14)規模となり、重要インフラの緊急点検結果等を踏まえた対策を中心に整備が加速されるものと思料される。

○社会資本整備総合交付金

通常分として8,364億円（対前年度比0.94）に加え、臨時・特別措置額として350億円が計上されたことから、合計として8,713億円（同0.98）となっている。

- 社会資本整備総合交付金全体としては概ね対前年度並みが確保されており、「防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策」に該当する箇所については重点的な整備が図られるものと思料される。

○防災・安全交付金

通常分として1兆406億円（同0.94）に加え、臨時特別措置額として2,767億円が計上されたことから、合計として1兆3,173億円（同1.18）が計上された。

- 「防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策」に該当する箇所については重点的な整備が図られるものと思料される。

◇農山漁村地域整備交付金

（国費ベース 単位:億円）

区 分	H30 年度予算額 (A)	H31 年度決定額 (B)	伸率 (B/A)
農山漁村地域整備交付金	917	927	1.01

（注） 表中（ ）内は「通常分」に「臨時・特別措置額」を上乗せした数字。

- ・地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援
- ・重要インフラの緊急点検等を踏まえ、山腹崩壊や流木被害等のおそれのある地域について、治山施設の設置等に必要な予算確保を働きかけていく。

○海岸漂着物等地域対策推進事業

海岸漂着物対策予算は、400百万円で前年度並みとなっている。（対前年度比1.00倍）
⇒海洋・水環境保全のために海岸漂着物等の撤去に必要な予算を確保できるよう引き続き国に働きかけていく。

（国費ベース 単位:億円）

事項	平成30年度 予算額(A)	平成31年度 決定額(B)	対前年		要望している 事業箇所
			伸率 (B/A)	増減額 (B-A)	
海岸漂着物等地域 対策推進事業	400	400	1.00	0	県管理海岸

○空き家対策の推進、空き地や所有者不明土地等の有効活用の推進〔国土交通省〕36億円(30億円)

空き家の利活用や除却、空き地や所有者不明土地等の有効活用の推進により生活環境の維持・向上を図り、魅力・活力のある地域の形成を図る。

※所有者不明の空き地に利用権を設定する新制度及び公共事業での土地取得手続きの簡素化の法案を来年の通常国会に提出予定。

- ⇒ 登記の義務化など、登記手続きが適切に行われるよう、民法及び不動産登記法の整備について、引き続き国に働きかけていく。

○長期相続未了土地問題解消対応等〔法務省〕 15.7億円 (4.9億円)

公共事業用地等の取得等の各種事業の円滑化・進展のため、事業主体のニーズを把握し、所有権移転の登記が行われていない土地について相続発生の有無及び法定相続人を調査

⇒ 登記の義務化など、登記手続きが適切に行われるよう、民法及び不動産登記法の整備について、引き続き国に働き掛けていく。

○公共施設等の適正管理の推進〔総務省〕 4,800億円 (3,500億円)

公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため「公共施設等適正管理推進事業費」について、地方財政計画の計画額を増額するとともに、地方財政措置が拡充された。

1. 地方財政計画の計上

公共施設等適正管理推進事業費の増額

2. 地方財政措置の拡充

対象事業のうち長寿命化計画に基づき実施される事業に次の事業が追加された。

- ・河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、治山施設、港湾施設、漁港施設、農道
(※従前は道路、農業水利施設のみ)

⇒ 災害時等に施設本来の機能が十分に発揮されるよう、老朽化対策をはじめ施設の適正管理を推進する。

○幹線鉄道ネットワーク等のあり方に関する調査

〔国土交通省〕 2.95億円の内数 (2.8億円の内数)

基本計画路線を含む幹線鉄道ネットワーク等の今後のあり方を検討するため、単線による新幹線整備その他の効果的・効率的な整備手法等に係る具体的な調査を行う。

⇒ 当該調査は3年目、来年度は具体的な整備手法について調査することとしており、本県の鉄道高速化に向けた整備方針を国として明確に示すよう引き続き働きかけていく。

○地域鉄道の安全性の向上〔国土交通省〕 286.1億円の内数 (249.8億円の内数)

通勤・通学・通院のための利用など地域にとって書くことのできない公共交通機関である地域鉄道等において、安全な鉄道輸送を確保するために行うレールや枕木の更新、信号保安設備の整備など安全性の向上に資する設備の整備等に対して支援を行う。

⇒ 県内の地方鉄道(若桜鉄道・智頭急行)において活用しているが、若桜鉄道において減額配分されることもあったことから今年度国要望しており、今後の配分状況について情報収集を行う。

○工業用水道事業費補助金〔経済産業省〕 29.9億円(19.5億円)

工業用水の安定供給を図り産業基盤整備を促進するため、地方公共団体が行う工業用水道の整備費(建設、改築等)の一部を補助する。また、今後進む施設の老朽化や緊急を要する耐震化への適切な対応を促進するため、優れた更新・耐震化の取組に対し一部を補助する。(国補助22.5/100)

⇒ 日野川工業用水道の施設改修・耐震化については、平成30年度第2次補正予算でも要望中であり、当該予算と合わせて活用し実施を検討。

(7) 農林水産業の振興

<農林水産関係公共事業関係一覧>

(単位：億円)

区 分	H29 補正 ①	H30 予算 ②	①+②	H31 決定額			H30 補正額 ②'	①' + ②'	
				「臨時・特 別の措置」 を含まな い(A)	「臨時・特 別の措置」 (B)	H31 決定 額(A)+(B) ①'			
農業農村整備	1,370	3,211	4,581	3,260	511	3,771	1,413	5,184	
林野公共	320	1,800	2,120	1,827	441	2,269	325	2,594	
(内訳)	治山	195	597	792	606	250	856	143	999
	森林 整備	125	1,203	1,328	1,221	192	1,413	182	1,595
水産基盤整備	119	700	819	710	190	900	239	1,139	
農山漁村地域 整備交付金	—	917	917	927	50	977	50	1,027	
公共事業費計	1,809	6,628	8,437	6,724	1,192	7,917	2,027	9,944	

※公共予算は実質的に1,507億円増加

<スマート農林水産業の推進>

○スマート農業加速化実証プロジェクト〔農林水産省〕 ※平成30年度第2次補正予算で措置

○スマート林業の促進〔農林水産省〕

林業成長産業化総合対策〈一部公共〉 241億円の内数(235億円)

ICT等先端技術を取り入れながら、新たな森林管理システムと森林環境譲与税(仮称)の創設による林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を実現。

⇒ 効率的な施業集約化と路網配置等に活用するために航空レーザー計測を行うとともに(三朝町、210km²)、レーザー計測では判断できない単木ごとの材の曲がりや位置情報を把握することができる地上レーザー計測を実施して、川中の製材所等のニーズに対応した採材方法等を検証する(千代川流域)ため、必要額の確保に努めていく。

○スマート水産業の推進〔農林水産省〕 5億円(4億円)

漁業者から効率的に操業・水揚げデータを収集・活用して資源評価の高度化を図る体制を整備。

⇒ 操業の効率化、燃油費用などのコスト削減を図るため、水温、塩分、潮流などの海況情報を収集し、現場で観測結果を確認できる漁業者参加型の海洋観測システムの開発・導入するため、必要額の確保に努めていく。

<強い農林水産業の基盤づくりと国土強靱化の推進>

※緊急対策は平成30年度第2次補正予算に盛り込まれている。

○農業農村整備事業<公共>

〔農林水産省〕 3,771億円(うち「臨時・特別の措置」511億円)(3,211億円)

農業の競争力強化や農村地域の国土強靱化を図るため、農地集積の加速化・農業の高付加価値化のための農地の大区画化・汎用化や水路のパイプライン化、老朽化した農業水利施設の長寿命化や豪雨・耐震化対策等を推進。

⇒ 「臨時・特別の措置」を含めて対前年比 117%。本県への予算配分を引き続き国に働きかけていく。

○農地耕作条件改善事業〔農林水産省〕 300 億円 (298 億円)

農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化や高収益作物への転換を推進するため、機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域等において、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、事業を実施すること等により、区画拡大等を促進。

⇒ 本県への予算配分を引き続き国に働きかけていく。

○農業水路等長寿命化・防災減災事業〔農林水産省〕 208 億円 (200 億円)

農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能を安定的に発揮させるため、機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策を支援。

⇒ 本県への予算配分を引き続き国に働きかけていく。

○農山漁村地域整備交付金〈公共〉

〔農林水産省〕 農業農村整備分 685 億円 (うち「臨時・特別の措置」35 億円) の内数 (639 億円)

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策に必要な交付金を交付。

⇒ 「臨時・特別の措置」を含めて対前年比 107%。本県への予算配分を引き続き国に働きかけていく。

○林業成長産業化総合対策〈一部公共〉〔農林水産省〕 241 億円 (235 億円)

森林経営管理法に基づく新たな森林管理システムを推進するため、森林の経営管理を担う意欲と能力のある林業経営者の育成や経営の集積・集約化を進める地域への路網整備・高性能機械の導入、川上から川下までを結ぶサプライチェーンの構築による流通コストの削減、CLT (直交集成板) 等の利用促進など木材需要の拡大等に向けた取組を総合的に支援。

⇒ 対前年比 103%。本県への予算配分を引き続き国へ働きかけていく。

○森林整備事業〔農林水産省〕 1,413 億円 (うち「臨時・特別の措置」192 億円) (1,203 億円)

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を実現するため、新たな森林管理システムが導入される地域を中心に、間伐や路網整備、再造林等を重点的に支援。

⇒ 「臨時・特別の措置」を含めて対前年比 117%。本県への予算配分を引き続き国へ働きかけていく。

○水産流通基盤整備事業〔農林水産省〕 精査中 (114 億円)

消費・輸出の拡大に向けて、漁港における集出荷機能の集約・強化や衛生管理対策など、安全で安定した水産物の供給体制の確立を推進。

⇒ 境港高度衛生管理型市場・漁港の整備に必要な予算の全額確保に努めていく。

〈担い手育成・確保と生産振興〉

○強い農業・担い手づくり総合支援交付金〔農林水産省〕 230 億円 (一)

産地の収益力強化と担い手の経営発展を推進するため、産地・担い手の発展の状況に応じて、必要な農業用機械・施設の整備の導入を切れ目なく支援 (強い農業づくり交付金と経営体育成支援事業を統合)。

⇒ 新たに追加される「先進的農業経営確立タイプ」では、補助上限額が引き上げられるため、

大型経営体の機械・施設導入に活用しやすくなると見込まれる。しかし、採択要件等詳細は不明のため、引き続き情報収集に努めるとともに、本県での取組を検討したい。

○畜産・酪農経営安定対策〔農林水産省〕 2,224 億円 (1,864 億円)

畜産・酪農経営の安定を支援する経営安定対策。各畜産物の価格が低落した場合の補填金等を交付。

⇒ TPP等の発効により、最も大きな影響を受けると予想される畜産・酪農の経営安定対策は、対前年比 119%。牛・豚マルキンの法制化、肉用子牛の保証基準価格の引き上げに伴う増額であるが、詳細は不明なため、引き続き情報収集に努める。

○GAP拡大の推進〔農林水産省〕 持続的生産強化対策事業 201 億円の内数 (一)

国際水準GAPの取組・認証取得の拡大を図るために必要な取組を総合的に支援。

⇒ 全国的な事業要望の状況など、引き続き情報収集に努めるとともに、予算確保に努める。

○水田フル活用と経営所得安定対策の着実な実施〔農林水産省〕 6,295 億円 (6,265 億円)

飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の本作化推進、土地利用型農業の経営体の経営の安定を図る米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ）などの施策を実施。

- ・水田活用の直接支払交付金 3,215 億円 (3,059 億円)
- ・畑作物の直接支払交付金 1,998 億円 (2,065 億円)
- ・収入減少影響緩和対策交付金 740 億円 (746 億円)
- ・収入保険制度の実施 206 億円 (260 億円) など

⇒ 収入保険制度については、2年目であり、積立金の国庫負担が減額となっている。

〈水産改革の推進〉

※ 平成 31 年 1 月 21 日～22 日、国による「漁業法等の一部改正に関する鳥取県説明会」を開催。改正漁業法の概要説明や「TACを基本とする新たな資源管理システムの構築」等について意見交換を行う。

○資源調査・評価の充実〔農林水産省〕 70 億円 (45 億円)

漁船等を活用したデータ収集、市場調査等を拡充することにより、資源評価対象種の拡大や資源評価の精度向上等を支援。

○沿岸漁業の競争力強化〔農林水産省〕 154 億円 (一)

漁業所得の向上を目指す漁業者による共同利用施設の整備、浜と企業の連携の推進など浜プランの着実な推進を図るとともに、浜の構造改革に必要な漁船、漁具等のリース方式による導入を支援。

○漁村の多面的機能の発揮等〔農林水産省〕 55 億円 (55 億円)

漁業者が行う藻場等の保全や国境監視など水産多面的機能の発揮に資する取組、有害生物・赤潮等による漁業被害防止対策等を支援。

○【再掲】スマート水産業の推進〔農林水産省〕 5 億円 (4 億円)

漁業者から効率的に操業・水揚げデータを収集・活用して資源評価の高度化を図る体制を整備。

⇒ 操業の効率化、燃油費用などのコスト削減を図るため、水温、塩分、潮流などの海況情報を収集し、現場で観測結果を確認できる漁業者参加型の海洋観測システムの開発・導入するため必要額の確保に努めていく。

〈農山村の活性化〉

○多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金

〔農林水産省〕 775億円（772億円）

農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して交付金を交付。

⇒ 本県への予算配分を引き続き国へ働きかけていく。

(8) 人材育成

○新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革を目指し、学校における指導・運営体制の効果的な強化・充実を図り、「チーム学校」を実現するため、教職員定数の改善、専門スタッフや外部人材の配置拡充、業務の適正化などを一体的に推進する。

①義務教育費国庫負担金（教職員定数の改善など）

〔文部科学省〕 1兆5,200億円（1兆5,228億円）

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革を目指し、学校における指導・運営体制の効果的な強化・充実を図り、「チーム学校」を実現するため、教職員定数の改善、専門スタッフや外部人材の配置拡充、業務の適正化などを一体的に推進する。

※教職員加配定数増（1,210人）、義務標準法改正（基礎定数化）に伴う増（246人）の一方、少子化に伴う自然減△4,326人があり、差し引き2,870人の減。

<増要求の内訳>

- | | |
|--|-------------|
| ① 小学校専科指導の充実（小学校外国語教育への対応） | … 全国 1,000人 |
| ② 中学校生徒指導体制の強化（いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化） | … 全国 50人 |
| ③ 貧困等の起因する学力課題の解消 | … 全国 50人 |
| ④ 学校運営体制の強化（共同学校事務体制強化、主幹教諭の配置充実） | … 全国 60人 |
| ⑤ その他の課題への対応（養護教諭・栄養教諭、統合校・小規模校への支援） | … 全国 50人 |

⇒ 新学習指導要領に沿った授業数増等への円滑な対応及び多忙な学級担任の負担軽減を図るため、専科指導に必要な加配や、義務標準法改正に伴う基礎定数化により基礎定数部分の増が見込まれる通級指導についても、加配定数の充実確保に向けて引き続き国に要求していく。

併せて、いじめ・不登校等へ対応するための生徒指導担当をはじめとした生徒指導体制の強化、養護教諭や事務職員等の「チーム学校」実現に向けた学校指導体制の基盤整備など本県として必要な定数の配分について、引き続き国に要求していく。

②専門スタッフ・外部人材の拡充〔文部科学省〕 135億円（120億円）

・スクールカウンセラーの配置拡充(1/3補助)

⇒ 現在も補助金を活用し、スクールカウンセラーの配置を行っており、来年度も引き続き補助金を活用していく。

・スクールソーシャルワーカーの配置拡充(1/3補助)

⇒ 現在も補助金を活用し、市町村へのスクールソーシャルワーカーの配置の補助及び県立学校のスクールソーシャルワーカーの配置、県のスーパーバイザーの配置等を行っている。市町村の状況や意向を確認しながら市町村配置の拡充を検討する。

・補習等のための指導員等派遣事業(1/3補助)

多彩な人材がサポートスタッフとして学校の教育活動に参画する取組を支援

①スクール・サポート・スタッフの配置（全国3,000人→3,600人）（1/3補助）

小中学校教員の事務負担等軽減のため、教員が行う学習プリント等の印刷・配布、授業準備の補助などをサポートする非常勤職員の拡充する経費が措置。

⇒ 学校の働き方改革を一層推進するため、当該事業の活用により、小中学校における教員サポート配置校(H30:10校)の拡充を検討する。

②中学校における部活動指導員の配置(全国4,500人→9,000人)(1/3補助)

適切な練習時間や休養日の設定など、部活動の適正化を進めている教育委員会に対して部活動指導員の配置を支援。

⇒ 教員の負担軽減と部活動の充実を図るため、国は中学校に対し、30年度から4年間かけて1校当たり3名程度の部活動指導員を配置する計画としており、このたび30年度4,500人から31年度9,000人に拡充されている。今後も引き続き、部活動指導員の配置を希望する市町を支援していく。

○基礎学力に課題を抱える児童生徒への支援充実【文部科学省】 0.3億円(新規)

読解力をはじめとする基礎学力をすべての児童生徒が確実に習得できるよう、義務教育段階の早い時期から適切な支援を行うなど、基礎学力に課題を抱える児童生徒に対する効果的な取組等について調査研究する。

⇒ 情報収集に努める。

○外国人児童生徒等への教育の充実【文部科学省】 6億円(3億円)

共生社会の実現に向け、日本語指導が必要な児童生徒について学校における日本語指導体制の充実や多言語翻訳システム等ICTの活用促進などの支援を行うことにより、外国人の子どもに対して漏れのない教育機会の提供を図る。

⇒ 本県でも小中学校において日本語指導が必要な児童生徒が在学していることから、日本語指導等を行う支援員の配置や多言語翻訳システムを導入する市町村に対して補助を行うよう検討する。

○小・中・高等学校を通じた英語教育強化【文部科学省】 6.3億円(7億円)

小・中・高等学校を通じた英語教育の強化のため、新学習指導要領の全面実施に向けた教材配付等条件整備、生徒の発信力強化のための指導力向上事業や民間機関と連携した効果的なICT活用促進事業等を行う。

⇒ 情報収集に努める。

○地域との協働による高等学校教育改革推進事業【文部科学省】 2.5億円(新規)

新高等学校学習指導要領を踏まえ、Society5.0を地域から分厚く支える人材の育成に向けた教育改革するため、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進することで、地域の核としての高等学校の機能強化を図る。

⇒ 本県が取り組んでいる地域と連携した高校の魅力化を図る上で本事業の活用も考えられるため、詳細制度の情報収集に努める。

○切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実【文部科学省】 26億円(24億)

切れ目ない支援体制構築のための特別支援教育の推進について、障がいのある児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向けた取組の充実を図り、障がいのある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築する。

⇒ 現在、医療的ケアのための看護師、就労・定着支援員、OT・STの配置、通級指導教室担当教員の専門性向上のための研修等で補助金等を活用しており、これらの事業を引き続き活用する。

また、今後、病気療育児へのICT機器等を活用した遠隔教育支援に向けて、当該補助金の活用を検討する。

○いじめ・不登校対応等の推進〔文部科学省〕 69億円（64億円）

いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットやSNSを通じて行われるいじめへの対応など、いじめ問題をはじめとする生徒指導上の諸課題への対応のための支援体制を整備するほか、専門スタッフの配置充実を図る。

また、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保の推進のため、教育委員会・学校、関係機関の連携等による不登校児童生徒へのきめ細かな支援体制を整備する。

- ・スクールカウンセラーの配置拡充(1/3補助) 26,700校→27,500校（全公立小中学校）
- ・スクールソーシャルワーカーの配置拡充(1/3補助) 7,500人→10,000人（全中学校区）
- ・24時間子供SOSダイヤル(1/3補助)
- ・幅広い外部専門家を活用した取組(1/3補助)
- ・SNS等を活用した相談事業（定額補助）
- ・学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究等（公募型委託事業）

⇒ 現在も補助金を活用し、中学校、県立学校へのスクールカウンセラーの配置、市町村へのスクールソーシャルワーカーの配置の補助及び県立学校のスクールソーシャルワーカーの配置、県のスーパーバイザーの配置等を行っている。これを継続するとともに、市町村の状況や意向を確認しながらスクールソーシャルワーカーの市町村配置の拡充を検討する。

また、学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究委託事業を活用し、教育支援センターの機能を拡充してICT等を活用した不登校児童生徒への自宅学習支援を行うことを検討する。

○公立学校施設の安全対策・防災機能の強化等の推進〔文部科学省〕 1,608億円（682億円）

別途、H30第1次補正予算 985億円、H30第2次補正予算 372億円

学校施設の強靱化を図るため対応が必要となる耐震化や非構造部材の耐震対策などを推進するとともに、子供たちの安全と健康を守るため、老朽化対策を推進し、教育環境の改善等の安全性・機能性の確保を図る。

- ・防災・減災、国土強靱化のための緊急対策
- ・教育現場における安全対策の推進

⇒ 県や市町村の計画に基づき、老朽化対策などを中心とした学校施設整備を推進するため、本県に対する予算措置を行うよう、引き続き国に働きかけていく。

○リカレント教育等社会人の学び直しの総合的な充実〔文部科学省〕 93億円（88億円）

人生100年時代を見据え、産学連携人材育成システムの構築をはじめ、専修学校におけるリカレント教育機能の強化、女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行う仕組みづくり等による環境整備、社会人の学びの情報アクセス改善、実務型プログラム等の充実等を通じ、大学・専修学校等の取組を支援。

⇒ 本県においても産学連携による産業人材育成のあり方について検討を進めており、引き続き情報収集を行う。

○ユーザー企業等を対象としたIoT人材育成〔総務省〕 3.9億円（2.7億円）

IoTユーザーを対象とした地域ごとの講習会や体験型セミナー、開発者を目指す若者等を対

象としたハッカソン体験・ワイヤレス IoT 技術実証等の取組を推進し、IoT 時代に必要な人材を育成する。

⇒ 本県では、IoT デバイス開発に挑戦する「Web×IoT メイカーズチャレンジ」を本事業を活用し鳥取大学で開催しているところであり、次年度も引き続き開催検討中。

○私立学校の耐震化の推進〔文部科学省〕 136 億円 (50 億円)

私立学校の校舎等の耐震改築（建替え）事業及び耐震補強事業等の防災機能強化のための整備について支援する。

⇒ 国に対して 12 月 14 日に配分を要望したところであり、引き続き情報収集を行い、県内私立学校への活用を検討する必要がある。

年度	概算要求額	当初予算措置額	追加補正額
26	60 億円	なし	280 億円
27	511 億円	12 億円	80 億円
28	429 億円	45 億円	301 億円
29	225 億円	49 億円	100 億円
30	283 億円	50 億円	108 億円
31	348 億円	136 億円	—

○国立大学法人運営費交付金等〔文部科学省〕 10,971 億円 (10,971 億円)

国立大学が我が国の人材育成・学術研究の中核として、継続的・安定的に教育研究活動を実施できるよう、国立大学法人運営費交付金により国立大学を支援する。

⇒ 国において、運営費交付金を教育研究に対する評価に応じて配分する割合を 10%まで高めることが検討されている。鳥取大学を含めた各国立大学が、平成 16 年の国立大学法人化以来の基幹経費を削減されており、やむを得ず教職員の人件費や教育研究経費の圧縮せざるを得ない状況である。運営費交付金について、毎年度の評価に応じて交付額が増減する幅が大きくなると、経常費をさらに切り込むことが必要になる。鳥取大学が地域密着の強みを発揮して若者の定着や地域の活性化に貢献できるよう、引き続き情報収集を行うとともに、必要に応じて国に要望を行っていく。

(9) 産業・雇用

○地域創業機運醸成事業〔経済産業省〕 3.8 億円 (新規)

都道府県をはじめとした広域でおこなわれる先進的かつモデルとなりうる創業支援事業等を補助する。(補助上限額 2,000 万円、補助率 3/4)

創業希望者に対する創業支援、創業無関心者に対する創業普及啓発（創業機運醸成）、潜在的創業者の掘り起しや起業家教育等を行う。

⇒ 本県においても地域創業や成長性の高い起業の促進に取り組んでおり、本事業の活用を検討中。

○地域イノベーション・エコシステム形成プログラム〔文部科学省〕 36 億円 (31 億円)

地域の成長に貢献しようとする大学等に事業プロデュースチームを創設し、地域の競争力の源泉(コア技術等)を核に、事業化計画を策定し、社会的インパクトが大きく地域の成長に資する事業化プロジェクト等を推進することにより、地方創生に資するイノベーション・エコシステムの形成を推進する。

⇒ 新規採択件数 5 件程度が想定され、活用可能性が見込まれることから、引き続き情報収集を行う。

○先端的バイオ創薬等基盤技術開発事業〔文部科学省〕 13億円（新規）

先端的医薬品等開発における国際競争力を確保するため、アカデミアの優れた技術シーズを用いてバイオ創薬や遺伝子治療に係る革新的な技術基盤の開発、要素技術の組合せ、最適化による技術パッケージを確立し、企業導出を目指す。

⇒ 本県の創薬ビジネス創出につながるよう、引き続き情報収集を行う。

○世界に通じる国産医療機器創出のための支援体制の整備

〔厚生労働省〕 2億円（1.5億円） ※一部新規

医療現場のニーズに基づいて医療機器を開発できる企業の人材を育成し、医療機器開発の加速化・産業化を推進するため、人材育成拠点の連携を強化することに加えて、新たな拠点となり得る医療機関の整備の支援を行なう。

⇒ 鳥取大学附属病院を拠点として、県内企業による医療機器開発への活用可能性が見込まれることから、引き続き情報収集を行う。

○独立行政法人日本貿易振興機構運営費交付金事業〔経済産業省〕 249.6億円（239.3億円）

（独）日本貿易振興機構(ジェトロ)の運営に対する交付金。「新輸出大国コンソーシアム」の枠組みによるハンズオンでの一貫支援や、中国との第3国進出に向けた協力、高度外国人材の採用支援などに取り組む。

⇒ 本県の鳥取・吉林EV・ADASプロジェクトやDBSクルーズフェリー等に関する吉林省と本県との協力関係等を、国の通商政策とも連動させることでより発展的な取組とすることに加え、県内企業のグローバル展開を支える高度外国人材の採用について国と連動して支援する。

○国内・海外販路開拓強化事業〔経済産業省〕 23.9億円（新規）

海外展示会出展等を通じたブランド確立や海外販路開拓に取り組む事業を支援する。

⇒ 県内企業の海外展開の拡充及び体制強化の取組を支援するため、同事業を活用できるよう引き続き情報収集を行う。

○新市場進出等支援事業〔経済産業省〕 4.3億円（4.3億円）

ロシアの産業多様化・生産性向上を具体化するため、日本の専門家をロシアに派遣、ロシア企業の招聘による日本企業における研修を通じて、ロシアにおける日系企業のシェア拡大を目指していく。

⇒ 本事業は、これまで対象分野が製造業であるが、県内企業がロシアへ廃棄物処理プラントを導入することについてロシア側と協議を進めていることから、ロシアにおける本県企業の廃棄物処理プラントのシェア拡大、現地オペレーターの技術向上に向けて、同事業の活用に向けた働きかけ、情報収集を行う。

○ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業〔経済産業省〕 50億円（新規）

生産性向上等に向けた支援措置を切れ目なく継続的に講じるため、従来補正予算で講じられてきた「ものづくり・商業・サービス補助金」の当初予算化を実現。中小企業等の連携体が事業者間でデータを共有・活用することで生産性を高める高度なプロジェクトや、地域経済牽引事業計画の承認を受けて連携して行う事業の設備投資等を支援する。

⇒ 「ものづくり・商業・サービス補助金」はこれまでに県内企業201件が採択され、生産性向上に向けた取組が進められてきた。引き続き多くの県内企業の生産性向上が進むよう、情報収集を行う。

○中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業〔経済産業省〕 70.1 億円 (68.8 億円)

個人事業者の円滑な事業承継や、中小企業の M&A を通じた事業承継を促進するため、各地域の県事業引継ぎ支援センターに対して、課題解決に向けた助言・指導、国補助制度等の情報発信、マッチング支援などワンストップで行う体制・運営に対して支援する。

⇒ 当該事業は平成 30～34 年度の 5 か年が集中支援期間。引き続き情報収集を行う。

○地方公共団体による小規模事業者支援推進事業〔経済産業省〕 10 億円 (新規)

都道府県が地域の実情に応じた販路開拓支援等の小規模企業政策に取り組むことを後押しするため、「自治体連携型持続化補助金」を予算化。地方公共団体が商工会・商工会議所等を活用しながら、小規模事業者等に対して、経営計画を作成する取組や、その経営計画に基づき販路開拓に取り組む費用を支援する。

⇒ 商工会・商工会議所を対象としていた小規模事業者対策推進事業（小規模事業者持続化補助金）に、新たに「自治体連携型」が設けられる見込み。県の関与方法を含め、引き続き情報収集を行う。

○地域未来投資促進事業〔経済産業省〕 158.6 億円 (161.5 億円)

地域経済を牽引する企業の成長を促し地域未来投資を促進するため、候補企業の発掘・支援やイノベーションを促進する地域の支援体制構築等を進めるとともに、地域経済を牽引する企業・中小企業等が連携して行う研究開発や設備投資等に対する支援を強化する。

⇒ 稼ぐ力の強化は国の重点施策。本県も 17 社の地域経済牽引事業計画を認定し、企業立地事業補助金等により支援を行っているが、国の支援策と連動すれば、地域経済を牽引する企業の成長を更に加速化できるため、引き続き情報収集を行う。

○中小企業・小規模事業者人材対策事業〔経済産業省〕 13.7 億円 (18.5 億円)

中小企業において生産・サービスの現場を支援する人材を育成する。スマートものづくり応援隊、サプライヤー応援隊、サービス等生産性向上応援隊を合わせて生産性向上応援隊として位置づけ、横断的に事例等を共有し、IT・IoT・ロボット等を用いた業務プロセスの改善、自動車サプライヤーの新技术への対応等を指導する人材を育成する。

⇒ 今年度から、本事業を活用し、本県でもスマートものづくり応援隊事業（事業主体：(公財)鳥取県産業振興機構）を実施しており、次年度も引き続き実施予定。

○人材育成ニーズに対応した教育訓練プログラムの開発〔厚生労働省〕 9.7 億円 (新規)

様々な人材育成のニーズに対応し、最新かつ実践的な知識・技術の習得に資する教育訓練プログラムの開発・実証を行う。

⇒ 本県の産業人材育成に活用できるか、引き続き情報収集を行う。

○正社員就職の実現を図る長期高度人材育成コースの推進〔厚生労働省〕 395 億円 (379 億円)

ハロートレーニング(公共職業訓練)において、国家資格の取得等により、正社員就職を実現する長期の訓練の充実を図る。

⇒ 本県における計画数、予算額等について、引き続き情報収集を行う。

○人材確保支援の充実〔厚生労働省〕 61 億円 (47 億円) ※一部新規

福祉分野のほか、建設業、警備業、運輸業など、雇用吸収力の高い分野でのマッチング支援を強化するため、ハローワークの「人材確保対策コーナー」を拡充し、関係団体等と連携した人材確保支援の充実を図る。また、人手不足の中小企業を中心とした求人者のニーズを踏まえ

た求職者の掘り起しを積極的に展開し、労働市場の需給調整機能の強化を図る。さらに、中途採用の拡大に取り組む事業主に対する助成により、転職・再就職者の採用機会の拡大及び人材移動の促進を図る。

⇒ 労働局に新たに「人材確保対策コーディネーター（仮称）」を配置し、人材不足分野を中心に地域の関係団体と連携強化を図ることとされている。配置箇所など、引き続き情報収集を行い、県立ハローワークと連携した取組について検討する。

○高齢者の就業実現に向けた「生涯現役支援プロジェクト(仮称)」の実施

〔厚生労働省〕 15億円（新規）

大都市圏における特設シニア窓口の設置による就業希望者の取込み、在職中からのセカンドキャリア設計支援、特設設置窓口による就業希望者の取込み、高齢女性への戦略的広報等により就業ニーズの具体化を促す「生涯現役支援プロジェクト(仮称)」を実施する。

⇒ 大都市圏（全国8カ所程度を想定）を中心とした機運醸成、シルバー人材センターを活用した就業促進、在職中のセカンドキャリア設計支援を内容としている。引き続き情報収集を行い、事業実施主体となる民間団体等と県の連携について検討する。

(10) 原子力発電所の安全確保

○原子力発電施設等緊急時安全対策交付金事業〔内閣府(原子力防災)〕

123.6億円(100億円)

原子力発電施設等の周辺地域住民に係る原子力防災対策を強化する。(UPZ30km 圏内の24道府県を対象に国が交付)

〔主な事業内容〕

- ①緊急時連絡網整備等事業
 - ・緊急時連絡網及びモニタリング情報共有システムの維持管理等への費用支援
- ②防災活動資機材等整備事業
 - ・放射線測定器、防護服等の資機材の整備及び要援護者施設の放射線防護対策事業、原子力災害医療体制の整備など地域防災体勢の充実・強化に要する費用支援
- ③緊急時対策調査・普及等事業
 - ・原子力防災訓練の実施等に要する費用支援

⇒ 引き続き本県の予算枠の確保について要望を行う。

○原子力災害時避難円滑化モデル実証事業〔内閣府(原子力防災)〕 10.5億円(5億円)

原子力緊急事態に備え、住民等の円滑な避難又は一時移転を確保するために、交通誘導対策等の強化や避難経路上の改善を行う等により、原子力災害時における住民等の避難をより円滑に行うための取組み等について支援を行う。

⇒ UPZ内の道路の監視カメラと信号機の遠隔操作機能の整備による避難時の渋滞緩和に向けたモデル事業の実施に向けて要望を行う。

○放射線監視等交付金事業〔原子力規制委員会〕 54億円(60億円)

原子力発電施設等から放出される放射性物質が周辺環境に与える影響を調査するため、監視施設等の整備や施設周辺の放射線監視等を実施する。(UPZ30km 圏内の24道府県を対象に国が定額を交付)

〔主な事業内容〕

放射線監視施設等(モニタリングポスト、テレメータ等)整備事業、放射線監視事業(試料採取、分析等)

⇒ 引き続き本県の予算枠の確保について要望を行う。

(11) 社会保障の充実

○生活困窮者の自立支援の強化〔厚生労働省〕 438 億円（432 億円）

- ・改正生活困窮者自立支援法に基づき、子どもや保護者に生活習慣及び育成環境の改善に関する助言を行う取組を推進するとともに、生活困窮者に対する居住支援等を強化する。
- ・多様な就労や社会参加の機会を得られるよう、障害者就業・生活支援センター等のノウハウを活かした切れ目のない就労・定着支援を図る。

⇒ 新設・拡充される事業の詳細について情報収集を行い、「子どもの居場所づくり、子どもの学習支援の推進」「住宅確保要配慮者の住まい確保」「就職困難者への支援」等の低所得者対策事業として活用できるかどうか、市町村や関係機関と検討する。

○安心で質の高い介護サービスの確保〔厚生労働省〕 3 兆 1,878 億円（3 兆 720 億円）

地域包括ケアシステムの実現に向け、介護サービスの確保、地域医療介護総合確保基金を活用した介護施設等の整備・介護人材の確保に向けた必要な事業の実施、認知症施策の推進等に必要な経費を確保する。

① 介護保険制度による介護サービスの確保 2 兆 8,391 億円（2 兆 7,622 億円） 介護サービス等に係る義務的経費（介護給付費負担金等）

⇒ 県の介護給付費負担金（一般財源）は、2.8 億円増の見込み。

（内訳）介護を必要とする高齢者の増加に伴うもの 1.1 億円増

介護保険料の低所得者軽減拡充 0.9 億円増

「新しい経済政策パッケージ」に基づく介護人材の処遇改善 0.7 億円増

消費税率引上げに伴う介護報酬改定（+0.39%）によるもの 0.1 億円増

② 地域医療介護総合確保基金（介護分） 549 億円（483 億円）

地域医療介護総合確保基金の財源（負担割合：国 2 / 3、県 1 / 3）を確保し、介護施設等の整備（地域密着型サービス等）を進めるほか、介護従事者確保対策（参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善）を進めていく。

⇒ 市町村や関係団体の意見を聴きながら、地域密着型介護施設等の整備及び介護人材確保対策を実施する。

③ 介護保険の保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進 200 億円（200 億円）

保険者による自立支援・重度化防止に向けた取組を推進するため、市町村や都道府県に財政的インセンティブを付与する（高齢者の自立支援・重度化防止等の取組を支援するための交付金）。

⇒ 都道府県向け財政的インセンティブの枠組みは、市町村の自立支援・重度化防止等に向けた取組を支援する都道府県の取組状況に応じて、市町村支援の事業実施に充てるものとして、都道府県に対してインセンティブの要素を加味した交付金が予算の範囲内で交付される。（全体として、必要な費用への交付金の交付という意味合いを持つ。）

引き続き、介護予防を効果的に実施するための研修会の開催、自立支援・重度化防止に向けたリハビリテーション専門職の地域ケア会議等への派遣など、市町村の取り組みを支援する。

○障害福祉人材の処遇改善〔厚生労働省〕 94 億円

障がい福祉人材についても介護人材における対応を踏まえた処遇改善を実施

⇒ 各施設において適切に処遇改善が行われるよう働きかける。

○地域医療介護総合確保基金による医療・介護提供体制改革

〔厚生労働省〕 689 億円（622 億円（医療分））

地域の医療及び介護の総合的な確保のための事業を支援するため、都道府県に設置された医療介護総合確保推進法に基づく基金（地域医療介護総合確保基金）の財源を確保する。

⇒ 次年度も引き続き同基金を活用し、地域に必要な医療・介護の提供体制の整備を進める。

○医療 ICT 化促進基金（仮称）の創設〔厚生労働省〕 300 億円（新規）

医療機関における ICT 化の取組を時限的に支援するため、消費税財源を活用し基金を設置する。

⇒ 引き続き情報収集していく。

○医療機関における外国人患者の受け入れ体制の整備〔厚生労働省〕 17 億円（1 億円）

地方自治体における医療機関等からの相談にワンストップで対応するための体制整備支援や医療機関における多言語コミュニケーション対応支援などの取組を実施する。

⇒ 引き続き情報収集していく。

○各種報酬の改定（消費税率の引上げに伴う対応）〔厚生労働省〕

医療機関等が負担する仕入税額相当額について、診療報酬で全体として適切に補填を行う一方、薬価等について、消費税率引上げ相当分の改定を行うとともに、過剰な国民負担が生じないように、市場実勢価格を適切に反映。

●診療報酬本体：+0.41%（国費+200 億円）

●薬価：▲0.51%（国費▲290 億円）（実勢価格改定等分▲490 億円）

●材料価格：+0.03%（国費+20 億円）（実勢価格改定分▲10 億円）

⇒ 引き続き情報収集していく。

○後期高齢者医療制度の保険料（均等割）に係る軽減特例の見直し〔厚生労働省〕

（消費税率の引上げに関連して実施される措置）

後期高齢者の保険料（均等割）に係る軽減特例（9 割軽減・8.5 割軽減）について、2019 年 10 月から軽減特例に係る国庫補助を廃止し、後期高齢者の保険料を本則の 7 割軽減とする。

なお、現行の 9 割軽減が適用される低所得者に対しては基本的に消費税率引上げに当たって年金生活者支援給付金が支給されることなどを踏まえ、現行の 8.5 割軽減が適用される者に対し、2019 年 10 月から 1 年間、軽減特例に係る国庫補助の廃止により負担増となる所要額について特例的に補填（31 年度：国庫▲170 億円）。

⇒ 引き続き情報収集していく。

○国民健康保険への財政支援の拡充〔厚生労働省〕 3,436 億円（3,351 億円）

国と地方の協議による合意事項（H30 から約 3,400 億円の新たな財政支援を実施）に基づき、予算を確保。

⇒ 引き続き情報収集していく。

○特定感染症検査・相談関係事業〔厚生労働省〕 12億円（2.4億円）

風しんの抗体検査について、抗体保有率の低い世代（現在 39～56 歳の男性）に対する無料化は市町村実施の事業（30 年度二次補正予算で対応）として整理。医療機関における検査のほか、健康診断を利用した検査実施を検討中。

都道府県実施の抗体検査の対象者は、従来対象者（妊娠を希望する女性、配偶者等の同居者）と変更なし。

※ワクチン接種（市町村実施）は交付税措置。

⇒30 年度 11 月補正（単県）に前倒して無料検査の対象とした者（現在 31～59 歳の男性）のうち、国事業対象以外の者（31～38 歳・57～59 歳の男性）に対する無料検査を、県事業として引き続き実施する。

(12) 世界に開かれた活力ある地域づくり

○新たな在留資格により受け入れる外国人材の雇用管理体制の整備

〔厚生労働省〕 8.1 億円（新規）

新たな在留資格により外国人材を受け入れるにあたり、適正な雇用管理の確保を図るため、事業所訪問による雇用管理状況の確認、改善のための助言・指導等を行うとともに、外国人雇用状況届出の適正な履行を確認するための体制を整備する。

⇒ 本県で就労する外国人は平成 29 年は 2,324 人と年々増加傾向にあり、引き続き情報収集を行い、必要に応じて、相談窓口の県内設置など国に要望する。

○外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制の強化

〔厚生労働省〕 13 億円（1.8 億円） ※一部新規

外国人労働者に係る労働相談体制の強化を図るとともに、外国人労働者が容易に理解できる視聴覚教材等の作成により、労働災害防止対策を推進する。

⇒ 本県における労働相談窓口の設置予定、視聴覚教材等の活用など、引き続き情報収集を行う。

○外国人留学生等に対する相談支援体制の強化〔厚生労働省〕 7.9 億円（7.1 億円）

外国人留学生等の日本での就職を促進するため、職場に必要な日本語コミュニケーション能力の習得を目的とした研修を実施するとともに、留学生等と企業とのマッチングの機会を設けるため、ハローワークの外国人雇用サービスセンター等の増設など、相談体制の強化を図る。

⇒ 本県における労働相談窓口の設置予定、事業の詳細について引き続き情報収集を行う。

○外国人就労・定着支援研修の実施〔厚生労働省〕 7.8 億円（5.5 億円）

外国人就労・定着支援研修事業において、日本企業に就職する外国人留学生等の職場定着を促進するため、敬語などの実践的な日本語コミュニケーション能力の習得等を支援する研修等を実施する。

⇒ 国に対して日本語学習の環境整備を要望したところである。概算要求時は、研修実施に係る民間団体等への委託事業が盛り込まれており、事業の詳細について引き続き情報収集を行い、県内の民間団体等の受託について検討を行う。

○外国人技能実習生への相談援助及び実地検査等に係る体制の強化

〔厚生労働省〕 77 億円（37 億円）

外国人技能実習制度の適正な運用を図るため、監理団体・実習実施者に対する実地検査及び外国人技能実習生に対する相談援助等を実施する外国人技能実習機構の体制を強化する。

⇒ 国に対して外国人技能実習機構による監理団体や実習実施者への適切な指導監督を要望し

たところである。概算要求では、外国人技能実数機構の現地検査体制（151名→261名）、技能実習計画認定審査体制及び相談受付体制（57名→263名）の拡充が要求されており、引き続き情報収集を行い、必要に応じて相談窓口の県内配置等を働き掛ける。

○生活者としての外国人に対する日本語教育の充実

【文部科学省】 8億円（2.2億円） ※一部新規

新たな在留資格の創設等を踏まえ、地方公共団体が関係機関等と有機的に連携し、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進するとともに、「生活者としての外国人」の日本語学習機会の確保を図る。

また、日本語教室の開設されていない市区町村に住む外国人のため、日本語教育のノウハウを有していない自治体を対象としたアドバイザーの派遣、インターネット等を活用した日本語学習教材（ICT教材）の開発等を実施。

⇒ 県内の外国人住民数は増加傾向(H29:4,329人)にあり、多文化共生社会の形成に向け地域での外国人の受け入れ体制の充実が必要。事業の詳細等について引き続き情報収集を行う。

○地方公共団体における一元的相談窓口設置の支援【法務省】 10億円（新規）

（多文化共生総合相談ワンストップセンター（仮称）の設置）

外国人の受入れ、共生のための環境整備のため、地方公共団体が情報提供及び相談を行う一元的窓口である「多文化共生総合相談ワンストップセンター（仮称）」を設置することを支援する交付金を創設する。

⇒ 詳細について、引き続き情報収集を行う。

○地域の観光戦略推進の核となるDMOの改革【観光庁】 22.9億円（新規）

全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進するため、全国の優良なDMOの体制を強化し、世界水準のDMOの形成を促進する。

・対象事業者

観光資源の所有者、宿泊事業者、アクティビティ等の事業者、旅行会社、交通事業者等のディスティネーションの関係者が体制に含まれており、インバウンドに対応したマネジメント体制が確立されたDMO

・対象事業

- （1）インバウンドにより地域全体の経済効果を高めるための投資戦略やビジネスモデルを確立するための外部専門人材の登用
- （2）OJT派遣や視察による中核人材の育成

⇒ 山陰インバウンド機構が現状の体制のままで本事業の対象となるか等について情報収集を続ける。

○訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業【観光庁】 54.7億円（85.4億円）

訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、地方自治体等が行う外国人観光案内所の機能強化、トイレの洋式化、公共交通機関の移動円滑化、旅館・ホテルのバリアフリー化等の個別の取組を支援する。

外国人観光案内所等の災害等における非常時の対応能力の強化を図る。

⇒ 観光案内所の機能強化、宿泊施設等における無料公衆無線LAN環境の整備、各施設のHP、案内表示の多言語化などの取組への活用可能性について情報収集を続ける。

○戦略的な訪日プロモーションの実施【国土交通省】 90.4億円（87.1億円）

2020年訪日外国人旅行者4,000万人、訪日外国人旅行者消費額8兆円達成並びに2030年訪

日外国人旅行者 6,000 万人達成のために、

1. 国別戦略に基づく市場別プロモーションの徹底
2. 新たな市場からの誘客促進に向けた取組の推進
3. 日本政府観光局（JNTO）の体制強化 を行う。

⇒ 島根県をはじめとする中国地方各県と連携して欧米、東南アジアなどからの誘客に向けた情報発信等に取り組む。また、事業の実施主体となる JNTO と連携し、鳥取への外国人観光客の誘客につなげられるよう、引き続き情報収集を行う。

○広域観光周遊促進のための観光地域支援事業〔観光庁〕 13.9 億円（18.5 億円）

訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、DMO が中心となって行う、地域の関係者が広域的に連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して総合的な支援を行う。

⇒ 山陰インバウンド機構の事業財源として活用が見込まれているが、継続事業分は補助率が 1/2 から 2/5 に下がるため来年度の山陰インバウンド機構の事業規模が縮小となる可能性がある。

○参考：国際観光旅客税関連 500 億円（60 億円）

■国際観光旅客税の税収の使途については、

- ①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
- ②我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
- ③地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上

の3つの分野に充当する。

■31年度予算（総額500億円）の主な使途は以下のとおり

- ①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
 - ・顔認証ゲートやバイオカートの増配備等（71 億円・法務省）
 - ・電子申告ゲートや高性能検査機器の増配備等（30 億円・財務省）
 - ・チェックインから搭乗までの手続きの自動化等（35 億円・観光庁）
 - ・公共交通機関の多言語対応・無料 Wi-Fi 整備等（55 億円・観光庁）
 - ・まちなかの多言語案内や観光案内所の機能強化等（31 億円・観光庁）
- ②我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
 - ・ビッグデータや SNS の分析を踏まえたプロモーションの効果分析や、個人の興味に応じた先進的なプロモーションの展開等（51 億円・観光庁）
- ③地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上
 - ・文化財を活用した歴史体感プログラムの造成等（100 億円・文化庁）
 - ・国立公園のビジターセンターのインバウンド対応等（51 億円・環境省）
 - ・インフラを始めとした地域資源を活用したコンテンツの造成等（13 億円・観光庁）
 - ・最先端観光コンテンツインキュベーター事業（13 億円・観光庁）
 - ・地域の観光戦略推進の核となる DMO の改革（23 億円・観光庁）
 - ・地域観光資源の多言語解説整備支援事業（10 億円・観光庁）

⇒ 詳細について、引き続き情報収集を行うとともに、DMO に対し事務局の運営経費も含めて重点配分することについて、継続して国への働きかけを行う。

○国立公園満喫プロジェクト等推進事業〔環境省〕 162.5 億円（117 億円）

日本の国立公園を世界水準のナショナルパークとしてブランド化を図り、海外に向けた情報発信を行うことにより、訪日外国人の国立公園利用者数の増加を図る「国立公園満喫プロジェクト」について先行している公園の取組を着実に実施し、水平展開を推進する。

⇒ 国要望を行った「大山隠岐国立公園満喫プロジェクト・ステップアッププログラム」（平成 28～32 年度）の確実な実施に向けた予算の総額確保及び地方への重点配分については、事業全体として前年度比約 1.3 倍の要求となっているものの、国直轄分と交付金分の内訳が不明のため、引き続き情報収集を行う。

○文化財の適切な修理等による継承・活用等〔文部科学省〕 389 億円（386 億円）

国宝・重要文化財（建造物・美術工芸品）を次世代に継承するための修理や、歴史上、学術価値の高い史跡等について、保存と活用を図るための事業を行う所有者等に対する支援を行う。

⇒ 建造物等の保存修理や史跡整備等の支援について前年度並の予算となっており、青谷上寺地遺跡や妻木晩田史跡公園の発掘調査等に係る必要な予算額が確保できるよう、引き続き情報収集を行う。

○障害者スポーツ推進プロジェクト〔スポーツ庁〕 0.6 億円（0.5 億円）

各地域において障がい者が身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備、障がい者スポーツ団体の体制の強化及び他団体や民間企業等と連携した活動の充実を図る。また、地域の障がい者スポーツ用具（スポーツ車いす、スポーツ義足等）の保有資源を有効活用し、個人利用を容易にする仕組みの構築を行う。

⇒ 詳細不明。引き続き情報収集を行う。

○体育・スポーツ施設整備（学校施設環境改善交付金）〔文部科学省〕 精査中（45 億円）

全国の社会体育施設や学校体育施設の改修等に要する経費を補助する。
（都道府県・市区町村教育委員会へ補助、補助率 1/3）

⇒ 本県が要望しているワールドマスターズゲームズ関西や国際大会開催に係る施設整備等への財政支援に関して、日本スポーツ振興センター「スポーツ振興くじ助成金」制度の動向についても、引き続き情報収集を行う。

○ストック適正化による持続可能な地域スポーツ環境の確保〔スポーツ庁〕 精査中（新規）

スポーツ施設の老朽化や財政難、人口減少等の中で、ストックの適正化により持続可能な地域スポーツ環境を確保していくため、スポーツ施設の集約・複合化や広域連携・官民連携による効率的な整備・管理運営、学校体育施設の有効活用を推進する。（都道府県・市町村、民間団体等へ委託）

⇒ 詳細不明。引き続き情報収集を行う。

○文化芸術立国に向けた文化芸術の創造・発展と人材育成〔文化庁〕 246.1 億円（233.0 億円）

創造的で多様性に富んだ文化芸術立国を形成するため、文化芸術の創造活動及び人材育成を推進するとともに、子供たちが文化芸術に触れる機会の充実や障がい者芸術の推進を図る取組を実施する。（我が国の文化芸術の創造力向上と新たな価値の創出等）

⇒ 詳細不明。引き続き情報収集を行う。

○「農泊」の推進〔農林水産省〕 農山漁村振興交付金 53 億円（57 億円）

増大するインバウンド需要等呼び込み、農山漁村の所得向上を図るため、「農泊」をビジネスとして実施できる体制の構築や地域に眠っている資源の魅力ある観光コンテンツとしての磨き上げ等の取組、古民家等を活用した滞在施設、農林漁業体験施設等の整備を一体的に支援する。

⇒ 市町村要望を改めて整理し、必要額の確保に努める。

(13) 暮らし、人権尊重のまちづくり

○高度無線環境整備推進事業〔総務省〕 52.5億円（新規）

特定周波数への逼迫を回避することにより、電波の有効かつ公平な利用を確保するとともに、5GやIoT等による地域活性化や地域の課題解決を支援するため、地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において、自治体、電気通信事業者等が5G等の高速・大容量無線局の前提となる光ファイバを整備する場合に、その事業費の一部を支援する。

（負担割合）

- ・自治体：1/3（財政力指数0.5未満の場合：1/2）
- ・第3セクター、電気通信事業者：1/3

⇒ 新たな支援制度が創設されたことにより、事業者等による整備も期待出来ることから、情報収集を行い関係者に情報提供を行っていく。

○ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業〔総務省〕 43.1億円（新規）

地方の条件不利地域において、同軸ケーブルから光ケーブルに切り替えることにより対災害性の向上を図る事業者に対して支援する。（補正予算でも15億円計上あり。）

（負担割合）

- ・市町村及び市町村の連携主体：1/2
- ・第三セクター：1/3

⇒ 地理的に条件不利な地域の定義が不明であるが、同種の前年度予算を伯耆町が活用しており、活用可能な場合、平成30年度に引き続き伯耆町に活用意向があることから情報収集を続ける。

○空き家、空き地、所有者不明土地等の有効活用の推進〔国土交通省〕 38億円（36億円）

空き家・空き地等の低未利用不動産の有効活用の推進により生活環境の維持・向上を図り、魅力・活力のある地域の形成を図る。

※「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が本年6月に成立し、所有者不明土地の利用の円滑化のため、使用権の設定を可能とする制度の創設や土地収用手続の合理化等が行われた。来年度は、地域福利増進事業に係る先進的な取組みの支援、地方協議会を通じた制度の普及のための講習会等の開催を行い、また、今後、所有者不明土地の発生抑制・解消に向け、法務省等の関係省庁と連携しつつ検討を進め、今年度中に方向性を提示したうえで、2020年までに必要な制度改正を実現していくこととされている。

⇒ 所有者不明土地法を円滑に運用し、積極的に活用するため、市町村の意見を聞きながら、必要に応じて制度の改善を国に要望していく。

○拉致問題対策費〔内閣官房拉致問題対策本部〕 13.1億円（13億円）

有識者との意見交換等を行い、拉致被害者等の情報収集や関連情報の分析を行うとともに、アニメや御家族メッセージ映像等の地方上映を通し、拉致問題の理解促進を強化する。また拉致被害者の帰国に備えた支援（自立促進・生活再建等）を行う。

⇒ 昨年度と同様の支援内容であり、国と共同して必要な支援を行う。

○拉致被害者等への支援〔内閣府〕 3.6億円（3.6億円）

帰国拉致被害者等の自立促進・生活再建のほか、その高齢時における良好かつ平穏な生活の保障等のための支援を行う。

また、拉致被害者等が新たに帰国する場合には、その状況に応じ、拉致被害者等に対する施策について所要の検討を行う。

⇒ 拉致被害者帰国のために全力を尽くすよう、引き続き国へ働きかける。

○共生社会の実現に向けた人権擁護施策の推進〔法務省〕 39億円(34.1億円)

2020年東京大会を契機とし、「人種、障害の有無など違いを理解し、自然に受け入れ、互いに認め合う共生社会の実現」に向け、社会情勢の変化に的確に対応しつつ、誰一人取り残されることのない、きめ細やかな人権擁護活動を更に展開する。

⇒ 人権啓発活動、人権相談・調査救済活動の充実強化であり、必要な体制整備を行う。

○特定外来生物防除等推進事業〔環境省〕 5.7億円(5.2億円)

ヒアリ等の外来種について、関係省庁と連携し、正確な知識の周知を徹底するとともに、水際対策を強化して防除を進める。また、対策強化のための調査等を行う。

⇒ 前年度比で増額要求となっているが、地方の取組への支援は含まれていないことを確認済。

○PPP/PFIの推進〔国土交通省〕 325億円

PPP/PFI手法の導入や広域化・共同化による持続的な下水道事業の推進

⇒ 引き続き情報収集を行う

○浄化槽の整備〔環境省〕 115.7億円(100.2億円)

汚水処理の普及を効率的に進めるため、宅内配管工事を含めた合併処理浄化槽への転換を重点的に支援。また、浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）において、①大型浄化槽による共同化、②PFI等の民間活用、③公営企業会計の適用について検討することを循環型社会形成推進交付金の交付要件とし、こうした取組を行う市町村等を重点的に支援。

⇒ 山間部等の集合処理が困難な地域においては合併処理浄化槽の積極的な国庫活用を検討する。

○国内石油天然ガスに係る地質調査・メタンハイドレートの研究開発事業費

〔経済産業省〕 245.1億円(226.9億円)

国内石油天然ガスの基礎物理探査や試錐支援、メタンハイドレートの商業生産に向けた技術開発の支援等を行う。

⇒ 日本海側での海洋調査に係る予算を含め、引き続き情報収集を行う。

○HACCPの制度化などによる的確な監視・指導対策の推進等〔厚生労働省〕 6億円(3.1億円)

改正食品衛生法により、全ての食品等事業者に対し HACCP に沿った衛生管理が制度化されるため、HACCP 導入に関する業種別手引書等の周知及び相談支援を行う。

⇒ 引き続き情報収集を行うとともに、政省令が示され次第、業種・業態毎にきめ細やかな研修会等を実施するなどの取組を行う。